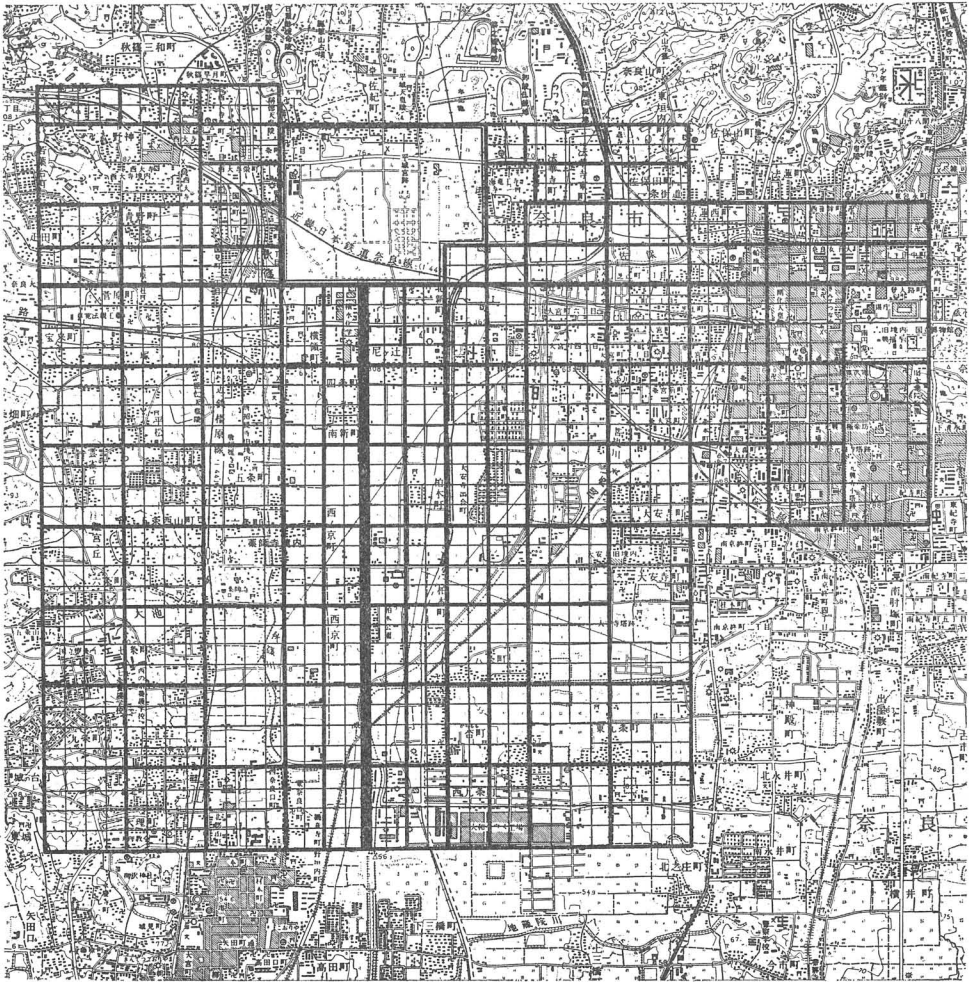


### Ⅲ 平城宮・平城京

平城京の条坊は、左・右京各4坊、南北9条で、左京一～五条には、外京と称される五坊、六坊、七坊の3坊が京の東に張り出し、右京一条二～四坊の北には、2町幅の北辺坊が設定されていた。京域の規模は、外京、北辺坊を除くと、藤原京に比べ、東西は2倍、南北は1倍半であり、面積は全体で3倍以上に拡大している。京の中央道路である朱雀大路が従前から存在していた下ツ道の位置を踏襲して設定されたとする考えは、つとに喜田貞吉の提唱したところであるが、近年行なわれた朱雀大路に関する発掘調査では、朱雀大路と中軸線を同じくする下ツ道の道路遺構が検出され<sup>60</sup>、喜田の着想の妥当性が証明されている。岸俊男は官大道と京域設定の関係についての見方を更に発展させ、平城京の京域は東京極を中ツ道に、西京極を下ツ道により画されていた藤原京域を大和盆地の南端から北端へそのまま移動させて、下ツ道を中軸に東西幅を西に展開することにより設定されたものであるとして、平城京域の設定に藤原京の占地のあり方が密接に関っていると考えを示した<sup>61</sup>。岸のこの見解は今日ほぼ定着したものとなっている。平城京条坊の設定方式は藤原京と原理的に共通したものであり、従来の説明の方法によるならば、条坊は1800小尺を1条1坊の計画寸法とする方眼を基準にして、大路、小路はその条坊計画線上に設定され



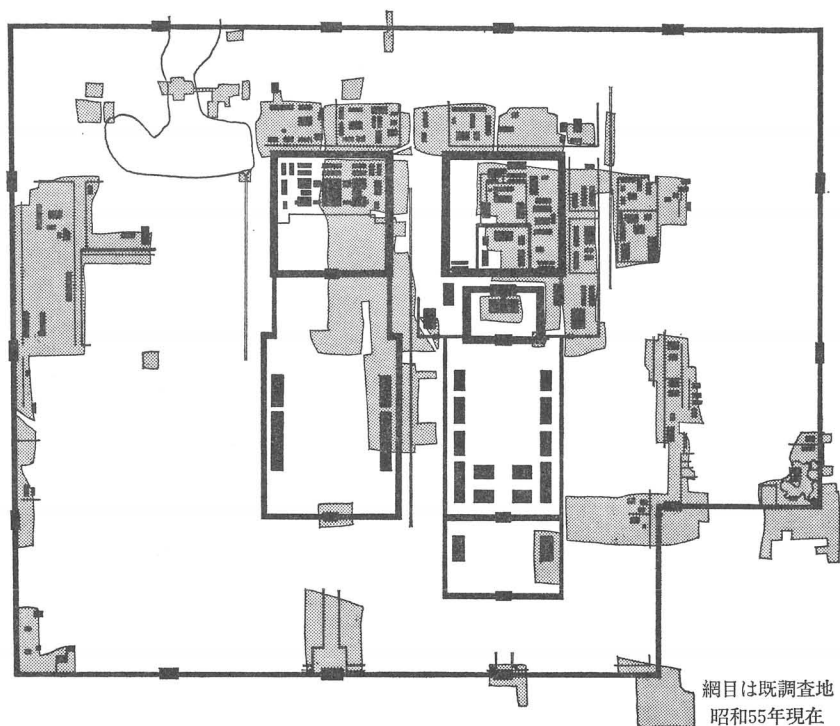
第24図 平城京城図 (1:50000) 国土地理発行1:25000地形図(奈良・大和郡山)を使用

ている。従って、各街区つまり坪の面積は、その周囲を通る大路あるいは小路の幅員により左右されるので、一定していないことになる。

## 1 平城宮の地割

平城宮は京城の北端中央の2条2坊にあり、昭和41～42年に行なわれた発掘調査によって、宮域の東辺の北4分の3がさらに2町東に張り出すという重要な事実が明らかにされている。従って、藤原宮に比べると、平城宮は東に張り出した分だけ広がっている。

宮域内およびその周辺地域における発掘調査は、昭和30年以来奈良国立文化財研究所により継続的に実施されており、宮南面中門である朱雀門北方の第1次大極殿院地区・第1次朝堂院地区・北方官衙地区、宮南面東門である壬生門北方の内裏地区・第2次朝堂院地

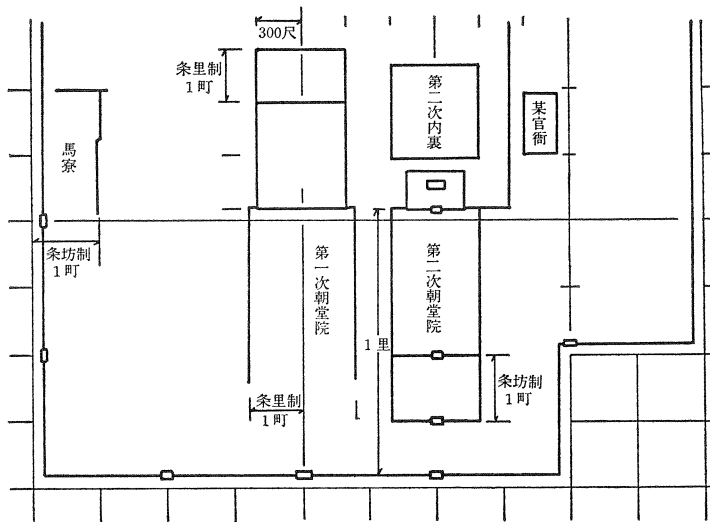


第25図 平城宮発掘調査位置図 (奈良時代中期の遺構配置 1:12000)

区・内裏北および東外郭地区、東院地区（宮東辺張り出し部分）、西方官衙（馬寮）地区等の他、朱雀門、壬生門、佐伯門（宮西面中門）、玉手門（宮西面南門）、小子門（東院南面門）をはずる宮城門や宮大垣の遺構が明らかにされ、それでも一端にしかすぎないが、宮城内の諸区画、諸建物の平面構成が次第に解明されつつある（第25図）。

こうした中において、平城宮の区画地割のあり方について十分な検討が施されることは少なく、全体的な考察を試みた例としては、先述した、藤原宮の地割等と共に古代都城の地割の性格を歴史的に位置付けようとした稲田孝司の所論に限られる<sup>62</sup>。稲田によれば、平城宮の地割には大きく三つの方式があるとされる。以下にその要点を記そう（第26図）。

- 1 京の条坊町割の単位である令1里（=1800小尺=1500大尺—筆者註）およびその4分の1の長さを単位として地割する方法。
  - a 第2次朝堂院部分では条坊計画上の宮南限から北へ23.5mのところ宮南限の築地および壬生門をおき、この築地から528m=令1里北方に大極殿南門を設定する。
  - b 条坊計画上の宮南限から条坊制1町北方に応天門を置き、さらに1町北方に会昌門を設定したらしい。
  - c 宮西方の馬寮と推定される官衙地区では、馬寮とその東の官衙との間を画する築地



第26図 稲田論文の平城宮地割復原図

が条坊計画上の宮西限から  $133\text{m} = \text{条坊制 } 1\text{町}$  の位置にある。

- 2 600 (令小) 尺および300尺を単位としたもの。
  - a 左京一坊大路の条坊計画線から西方へ300 (小) 尺単位の距離をとって行くと、某官衙の西を画する築地、内裏東回廊、内裏中心、内裏西回廊、第1次大極殿院東回廊、同中心、同西回廊が位置しており、きわめて整然とした地割が行なわれている。
  - b 第2次朝堂院の東西幅は内裏の東西幅に一致するから、これも300 (小) 尺単位の地割にのる。
- 3 条里制1町 (=360小尺=300大尺=106.6m—筆者註) を単位としたもの。
  - a 第1次朝堂院の東西幅は212m=条里制2町である。
  - b 第1次朝堂院 (第1次大極殿院のことと思われる—筆者註) の南北幅は318m=条里制3町であり、北から106m=条里制1町の地点に塼積の壇をもうけている。

稲田は上記三つの方式を示した上で、平城宮域内の地割方式を「京の条坊町割の地割と同質の地割を基本としながらも、農村の田地の地割に用いられる条里制1町の単位のようになり、まったく異質な地割がみられるようになるもの」と性格付け、「600尺あるいは300尺単位の地割は (中略) 京の条坊制の単位である令1里を任意に  $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{6}$  にしたものともみれば (中略) 京の地割との共通性も考えられる。平城宮の第2の地割方式は第1と第3の中間的な性格をもつもの」との評価を与えた。

以上に平城宮に関する稲田の所説を披見したのであるが、いくつかの点において事実誤認がみとめられ、また地割方式全体の評価も妥当でないとする。まず、1-aで宮南面

大垣が条坊計画線の北23.5mに設定されたとするのは、従来からの通説である80小尺という数値を踏襲したものと思量されるが、その場合、1小尺=0.2938mとなり、小尺の実長としてはやや短かすぎる。その上、後に明らかにするように、実際には宮南面大垣は条坊計画線の北約24.9mの位置に設定されているのであり、23.5mという数値の根拠は甚だ不確かだと言わざるを得ない。次に、 $1 - a \cdot b$ の説明からは、宮南面大垣と第2次朝堂院の会昌門との間隔が242.5m（2町・266m—23.5m=242.5m）程と理解されるが、現存している会昌門の基壇跡と南面大垣との心間距離は約250mあり、氏の説明に合致しない。後論するように、現在残る土壇の位置や地割計画のあり方から判断すると、壬生門、応天門、会昌門はそれぞれ等間隔に配置されていたとみるべきなのである。

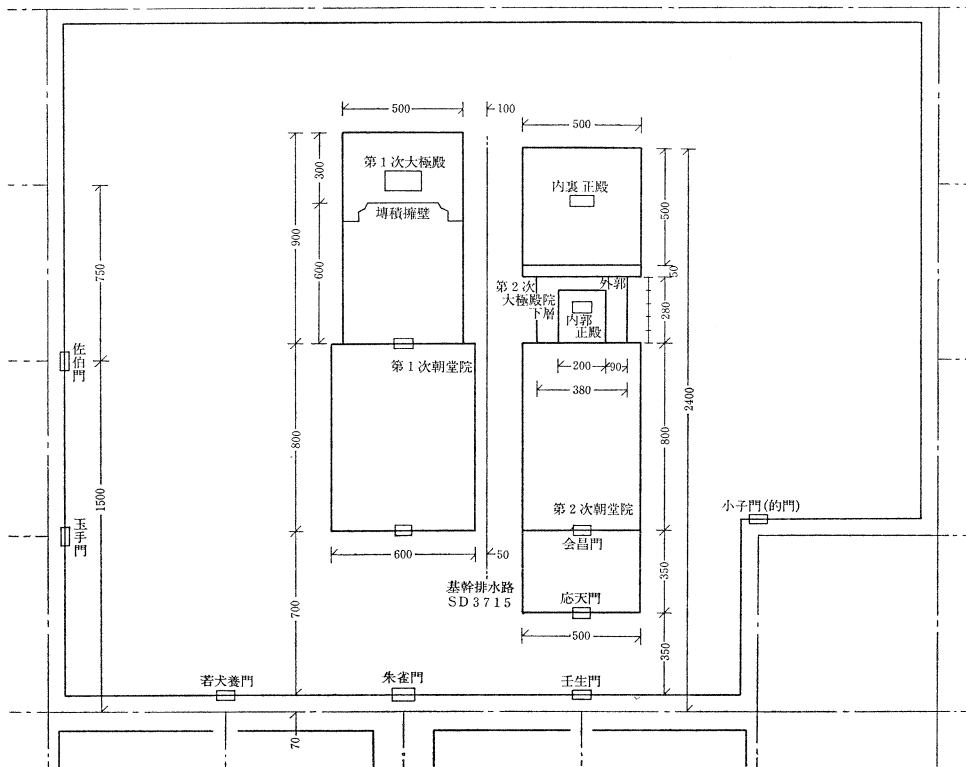
さらに何よりも疑問であるのは、稲田の説明に従えば、宮の区画地割を一連の計画としてみる時、そこに全く異質な地割方式が混用されていることになる点である。たとえば、第1次大極殿院と第1次朝堂院はいずれも宮造営の初期に宮中軸線上に設定された一連の区画であるにもかかわらず、その東西幅を決定する際にそれぞれ異なった地割方式が採られたことや、第1次大極殿院のように一つの区画を設定するのにも、東西方向と南北方向とで地割方式を異質なものにしなければならなかったことの必然性についての十分な解釈が施されたとは言いがたい。あるいは、宮域の中枢に位置する内裏地区の南北方向の位置は稲田のどの方式をとっても説明不可能であり、また稲田の所説発表後に判明したことであるが、1977年に行なわれた第1次朝堂院南門の調査の結果、第1次朝堂院の南北幅が285mであることがわかり<sup>63</sup>、これは令小尺に換算すると960尺となり、三つのいずれの方式でも解釈のつかない規模である。こうした事実理解の矛盾は、稲田の示した「三つの地割方式」の想定自体が誤りであったことを物語るに他ならないと考える。

藤原宮および京の地割が大宝令に度地尺として規定されている大尺を基準尺として行なわれていたことは、すでに前章で明らかにした通りであるが、以下に述べるように、和銅初年に行なわれた平城宮の地割も令大尺を基準尺としている。

## A 宮域内の区画地割

平城宮の周囲を画する大垣および宮城門の設定基準については後に詳論するが、門・大垣により囲繞された宮域内には様々な区画が設けられている。ここではその中で発掘調査により区画の規模がほぼ把握され、同時に宮の中枢部分を構成する中央殿堂地区の、とくに平城宮造営当初の諸区画の地割について検討する。第27図は平城宮造営当初の中央殿堂地区の区画状況を示したものである。

第1次大極殿院・第1次朝堂院地区は宮の中軸線上に設定された区画であり、東半部の大部分が発掘調査により明らかにされている。第1次大極殿院地区には、この区画内の北

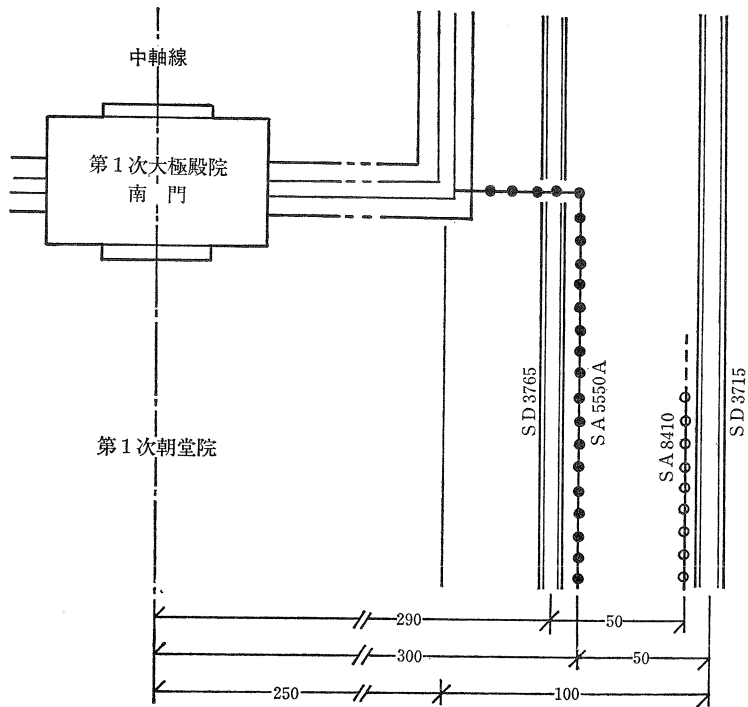


第27図 平城宮地割復原図 (和銅遷都当初 単位は令大尺)

寄りに、遷都当初に造営された大極殿とみられる大規模な基壇建物が建つ。この地区は奈良時代を通じてA～C期の変遷を辿るが、そのうち、第1次大極殿を擁するA期は藤原京から遷都した時期に始まる。報文によると、この時期の第1次大極殿院は東西600尺、南北1080尺の長方形の平面形に区画され、外周に回廊をめぐる。南面回廊中央には南門をおき、南北長を三分する最後方の幅360尺の一面を台状に作り、そこに大極殿を中心とする建造物群を構築している<sup>64</sup>。この台状部の南端前面は高さ3m程の塼積擁壁となっており、この時期の構作の壮大さが想起される。

さて、ここに示された規模の単位は、令小尺であるが、いずれも令大尺では、より整った完数值になることが知られる。すなわち、第1次大極殿院の造営当初の規模は、東西500大尺、南北900大尺であり、区画内北寄り300大尺の幅を台状に作ったものと復原することができる。

第1次朝堂院地区については、東半部と南門の発掘調査が行なわれている。調査の所見によると、遷都当初の区画は掘立柱塀によるもので、のち神亀年間に築地塀に改作されて



第28図 第1次朝堂院周辺地割復原図 (単位は令大尺)

いる。この区画の東西幅は214mと復原されており、 $720\text{小尺} \cdot 600\text{大尺}$ <sup>65</sup>に換算しうる。南北幅は285mを測り $960\text{小尺} \cdot 800\text{大尺}$ <sup>66</sup>である。また第1次朝堂院南門と朱雀門との門心心間南北距離は約248mであり、 $840\text{小尺} \cdot 700\text{大尺}$ <sup>67</sup>であることがわかる。

このように、朱雀門北方に設定された第1次朝堂院と第1次大極殿院は、朱雀門心 (=南面大垣心) を基点として700大尺、800大尺、900大尺を南北にとり、東西幅は600大尺、500大尺に設定するという、100大尺の整数倍の数値により設計されていることが理解される。この中で朱雀門と第1次大極殿院南門との距離が1500大尺 ( $700\text{大尺} + 800\text{大尺} = 1500\text{大尺} = 1800\text{小尺}$ ) であり、これが京条坊における1条1坊の計画寸法に一致することから、前掲稲田の所説にみられるような、朱雀門から令1里 (1条分の長さ) を隔てた、平城宮の中央やや北寄りに、第1次大極殿院南門が設定されたというが如き見解が導き出されたのであろう。しかし、果してどの程度京条坊の計画寸法が意識されていたのか、多分に疑念の残るところであり、100大尺単位の割り付けの結果、偶々1500大尺になったにすぎないとみることも十分可能ではあるまいか。

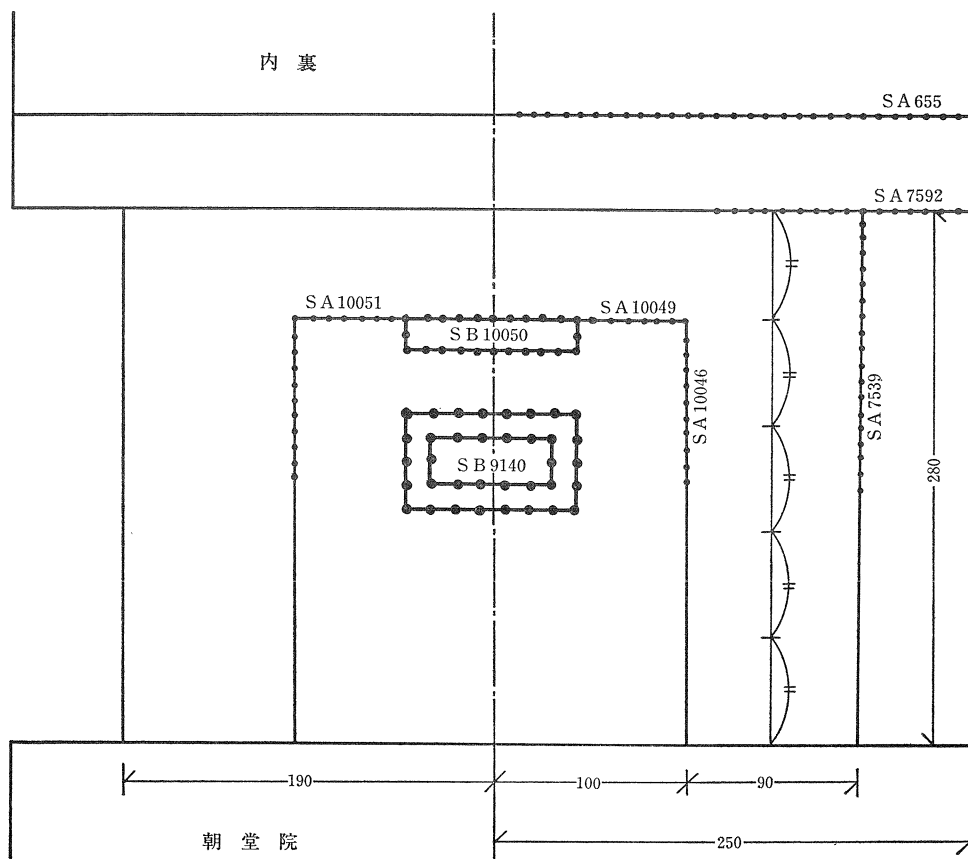
なお、第1次大極殿院・第1次朝堂院地区の東側には、基幹排水路とみなされる南北溝SD 3715が南流している。この溝心の位置は第1次朝堂院の東面塀SA5550Aの東17.5～

18mにあり、60小尺・50大尺の設定寸法と考えられる。この溝は南北に直流しているので第1次大極殿院の東では、溝心は東面回廊心の東120小尺つまり100大尺の位置であることがわかり、小尺よりもむしろ大尺を基準尺として地割設定された蓋然性が強いといえよう。このことは、後論するように、令大尺による設定の年代と重要な関わりを持つことになるのであるが、結論をここで述べておくならば、この南北基幹排水路 SD3715 は和銅6年(713)以前に設定されたものと想定することができる。

さらに、二点付言しておこう。第1次朝堂院の東面塀 SA5550A の西側(区画の内側)には、この区画の造営に先行する南北溝 SD3765 があり、この溝の東約17.5mには、柱を立てた形跡の全くない南北方向に連なる掘立柱掘形列 SA8410がある。南北溝 SD3765 は第1次朝堂院の中軸線の東約103mに位置すると報告されており、この距離は290大尺に換算することができる( $103\text{m}=0.3552\text{m}\times 290=0.2960\text{m}\times 1.2\times 290$ )。また、SA8410は宮造営当初に計画されながら、造営工事の途中で埋め戻されたいわば未完の施設であるが、この位置は南北溝 SD3765 心の東50大尺にあるので、中軸線との距離が340大尺(290大尺+50大尺)であることが知られる。従って、当初東西幅680大尺の区画として設定されたにもかかわらず、何らかの理由で、第1次朝堂院は東西幅600大尺の規模に変更されたものと理解される(第28図)。<sup>69</sup>

次に、宮南面東門である壬生門の北方に設定された諸区画の地割をみてみよう。ここには、北から内裏、第2次大極殿院、第2次朝堂院が南北に並んでいる。内裏地区については、中央部から東半部にかけて6割余りの部分の発掘調査が行なわれており、A～Eの5時期に大別される遺構の複雑な様相が明らかにされている。そのうち宮造営当初のA期についてみると、1辺600(小)尺の、掘立柱塀による正方形の区画が設けられ、南辺には全幅にわたって南北幅60(小)尺の区画が付設されている。<sup>70</sup>この600小尺四方の区画の中央北寄りには掘立柱建物の正殿とその前殿が建ち、正殿の背後には、付属殿舎群とみられる掘立柱東西棟が6棟余り検出されている。和銅創建になると考えられるA期の区画および殿舎群は、B期(神亀年間)以後により明確になる内裏的建物配置と基本的に共通しており、遷都当初からこの地区が内裏としての機能を果していたと考えられる。そこで、この区画の規模であるが、東西・南北幅600小尺は、先にみた第1次大極殿院の東西幅500大尺と同じである。また南辺に付設された幅60小尺の区画も50大尺とみることができ、内裏地区の遷都初当の区画も令大尺を基準尺として、設定されたものと判断される。なお、この区画の南辺の位置は第2次朝堂院の北面築地心の北280大尺(約99.5m)に設定されており、区画の北辺は宮の条坊計画上の南限すなわち二条大路計画線から北2400大尺の位置にある(この点については後の叙述により明らかにされよう)。





第29図 第2次大極殿院下層遺構地割復原図 (単位は令大尺)

第2次大極殿院の中央に遺存する土壇は、かねてより平城宮大極殿跡と考定されていたが、第1次大極殿院地区で和銅遷都当初の大極殿と目される基壇建物が確認され、また、この土壇をめぐる発掘調査で基壇建物の下層から大規模な掘立柱建物が検出されるに及んで、この大極殿は和銅当初の造営になるものではなく、二次的に建造されたものであることが確定的になった。この第2次大極殿の造営年代については、所用軒瓦の年代観や、続日本紀の記事から知られる平城宮から恭仁宮へ遷造された大極殿との関連などから、聖武天皇の即位に伴う神亀年間あるいは天平初年という見方と、恭仁、難波京より遷都した天平17年の後という見解とがあり、現段階では最終的な結論を得るに至っていない。

第2次大極殿についてはさておき、下層の掘立柱建物群に注目しよう。この中心的存在は桁行7間、梁行4間の大規模な東西棟 SB9140で、建物位置は第2次大極殿より7m余り北に寄るが、南北方向の中軸線は一致している。このSB9140の背後には、桁行10間、梁行2間の細長い掘立柱東西棟 SB10050 がやはり中軸線上に建ち、第2次大極殿に対す

る大極殿後殿と共通した配置状況を示している。SB10050 の北側柱の東西には、7 間分の掘立柱塀 SA 10049・SA 10051 が取り付け、それぞれ東西端で南折して、SB 9140 及び SB10050 を<sup>71</sup> 冂形に取り囲んでいる。この区画の東方には内裏地区の A 期の区画の南辺に取り付く掘立柱南北塀 SA7593 が検出されているので、<sup>72</sup> 第 2 次大極殿院の下層には、内郭と外郭の 2 重の区画が設定されていたと考えられる。

内郭、外郭の掘立柱はともに南端の状況が確認されていないが、第 2 次朝堂院の北面築地塀の位置に取りつくものと想定される。内郭の北辺と内裏南辺との距離はほぼ 20m を測り、前述した第 2 次朝堂院北端から内裏南辺までの距離 99.5m (280 大尺) の 5 分の 1 の長さである。つまり、内郭は南北幅が外郭の南寄り 5 分の 4 の規模なるように設定されたものとみることができる。内郭の東西幅は 240 (小) 尺と報告されており、設定寸法は 200 大尺であろう。また、外郭の東を画する南北塀 SA7593 は内郭の東面塀 SA10046 の東 32m にあり、90 大尺 ( $0.3553\text{m} \times 90 = 0.2961\text{m} \times 1.2 \times 90 = 31.98\text{m}$ ) に換算できるので、外郭の東西幅は 380 大尺と復原することができて、南北幅 280 大尺より 100 大尺広く設定されていたことがわかる (第 29 図)。

第 2 次朝堂院地区については、東朝集殿とその東面の築地の調査が行なわれているだけである。東朝集殿基壇跡<sup>73</sup>の周辺から出土した軒瓦の大半は軒丸瓦 6225 型式と軒平瓦 6663 型式であり、これは第 2 次大極殿の所用瓦と一致し、あるいは第 2 次朝堂院周辺で出土する軒瓦と共通した様相を示しているので、現存する基壇跡群から復原される第 2 次朝堂院は第 2 次大極殿と一体となって造営されたものと考えられており、<sup>74</sup> 従って、その造営年代も和銅遷都当初に遡り得ないことは明らかである。しかし、注目すべきことに、東朝集殿東側の東面築地塀跡の調査では、築地基壇の下層に南北方向の掘立柱塀の存在することが確認されており、この地区にも下層に何らかの前身区画が設定されていたことを示唆している。

遺存土壇あるいは地割にもとずいて、今日復原想定されている第 2 次朝堂院の規模をみると、東西幅は内裏地区と同じ 500 大尺であり、朝集殿院を除いた南北幅、つまり朝堂院北辺から会昌門までは第 1 次朝堂院と同じ 800 大尺とみられる。さらに、朝集殿院の南面に開く応天門は会昌門の南 350 大尺に、より適切に表現するならば、壬生門と会昌門との距離 700 大尺の二等分点上に門心を設定したものと考えられる。こうした地割のあり方は、第 2 次朝堂院の造営以前に、この地区にはほぼ同位置、同規模の区画が設定されていたことを示すものと考えている。

## B 宮城門・大垣の地割

平城京の四周は築地大垣とそこに開く宮城門とにより画されている。それらの施設が条



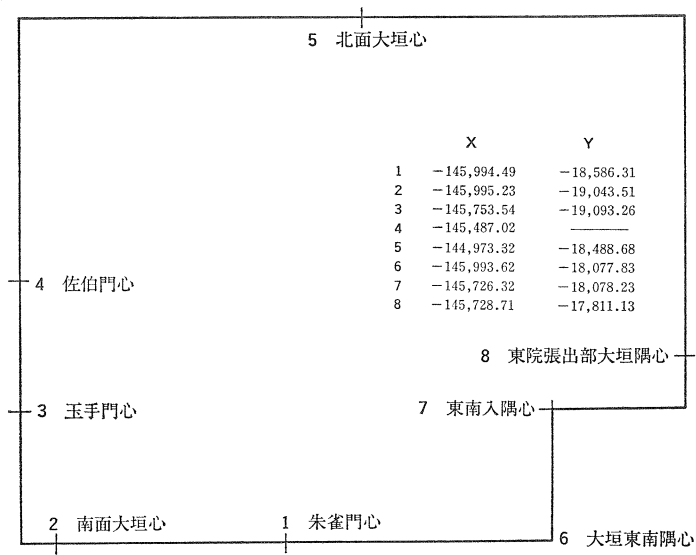
40 (小) 尺拵、二条大路は南北に40 (小) 尺ずつ拵、それぞれ 120 (小) 尺、160 (小) 尺の幅員を設定したものと述べている。

しかし、この想定には大きな誤りがある。すなわち、報文では、大岡実が昭和4年に発表した論文「平城京二条大路と東京極路」<sup>77</sup>に示された東大寺転害門心から旧二条大路南縁石垣までの実測距離が1837.1現尺であり、それを測地尺つまり令小尺に換算すると1880尺になる(ただし、報文の方法: 測地尺=現尺×0.978によるならば、正しくは1878.4尺となる)としているのであるが、大岡の論文を閲するに、氏は東大寺転害門・焼門心心間距離855尺3寸(現尺)と、焼門心から旧二条大路南縁石垣——これが二条大路南辺の位置をどの程度正しく留めているのか疑わしく、また大岡にはその論証に欠けるが——までの距離 971 尺 8 寸との二つの実測値を掲げており(第30図)、それによると転害門心と旧二条大路南縁石垣との距離は1827.1現尺となる。しかるに、『平城宮発掘調査報告Ⅱ』では、それを 1837.1 尺としているのであり、計算間違いであることがわかる。大岡による実測値 1827.1 現尺は、令小尺では1868.2尺前後に換算でき、報文にいう1880尺とは著しくかけ離れた数値になり、当然のことではあるが、宮南面大垣が80小尺条坊計画線の北に偏しているとする見解は全くの虚構ということになる。

さらに疑問としなければならない点がある。同報告書には、平城京の条坊は 1800 (小) 尺の等間隔で方眼に地割され、条坊大路はその地割線上に設定されていると明記しているが、大岡実の実測値のうち、東大寺転害門心(=一条大路心)と焼門心(=二条条間大路心)との距離855.3現尺は、「測地尺」に換算すると874.5尺程となり、条坊地割計画寸法 900 小尺とは著しい違いのあることがわかる。これは大岡実の実測値が妥当でないことを示すに他ならず、不適切な数値を引用することで二重の誤りをおかしているといえよう。

こうしたことの他にも、たとえば東・西一坊大路の幅員は正しくは  $112.5$  尺  $[(144+81) \div 2=112.5]$  と算定され、むしろ 110 尺に近いにもかかわらず、それを120尺とみなすなど、計測値あるいは計算値と想定復原値との差が著しいという立論上の難点を指摘することができ、また小路幅員が 40 (小) 尺であるとする見解についても全く論拠が示されていないなど、不可解な点が多い。発掘調査による検証が不可能な時点での考察であるとはいえ、このような誤認や論述の飛躍により導き出された条坊地割に関する数値および見解を条坊復原考察の前提として受け容れることは許されないと考える。

宮域を限る施設については、その後、朱雀門、佐伯門、玉手門、小子門などの宮城門や南面大垣、東院東面大垣、北面大垣などに関する発掘調査が行なわれ、それらの成果をもとに『平城宮発掘調査報告Ⅸ』において再度宮域の地割についての検討が施されている。そこでは、発掘調査により確認された宮城門および大垣の位置を示す国土座標値を表示し



第31図 『平城宮発掘調査報告IX』の平城宮各点の座標値 (平面直角座標系第6系 単位はm)

た上で(第31図)、大垣間の規模を算定しているのであるが、大面宮垣と南条坊計画線との間隔が80小尺であることを絶対的前提としての計算であるとみられるなど、数値の取り扱い方に疑問とすべき点<sup>78</sup>が少なくない。

そこで正しい復元を行なうために、第31図に示された、遺構の位置を客観的に表示する国土座標値に基いて検討してみることにしよう。ここで求められる遺構相互の間の距離のうち、不確定要素が少なくない造営方位の偏れ<sup>79</sup>による座標変換を必要としないものは、西面大垣に開く二つの宮城門、玉手門と佐伯門との心心間南北距離である。また、それぞれの門心は二条条間大路、一条大路の道路心と一致しているので、条坊地割計画の基準尺の実長を求める上でも有効な数値といえる。この二つの門の心心間距離は266.52mであり、従来考えられている京条坊の1条・1坊の計画寸法900小尺で除すると、1小尺=0.2961mという実長が得られる。次に、玉手門と南面大垣との距離を求めたいのであるが、南面大垣心の座標としては、玉手門とかけ離れた位置にある朱雀門心よりも、第31図2に示された宮西南角に近い南面大垣心を探れば、誤差がより少なく済む。この位置と玉手門心との南北距離は、報文に記される南面大垣の偏れN0°05'30''Wを考慮すると、241.62mとなる。玉手門佐伯門心心間距離つまり二条大路条坊計画線と玉手門心との距離から、上記の数値を差し引くと、24.90mとなる(266.52-241.62=24.90)が、この値こそが二条大路条坊計画線と宮南面大垣心との距離であることが知られる。これを仮に従来のように80小尺とすると、1小尺=0.3112mというおよそ不適当な単位長となり、宮南面大垣が条坊計画線の北80小尺におかれているとするこれまでの見解が誤りであることが一層明瞭になっ

たと思う。24.90mは84小尺( $0.2961\text{m} \times 84 = 24.87\text{m}$ )にほぼ一致するが、これは70大尺( $84 \div 1.2 = 70$ )として理解される。すなわち、宮南面大垣心は宮南の条坊計画線から70大尺宮域側に偏した位置に設定されているのである(この設定寸法は後論するように二条大路の地割にも密接に関係している)。

このことをさらに検証するために、その他の宮大垣の位置についても令大尺を基準尺として検討してみよう。朱雀門心から大垣東南角(第31図6)までの東西距離は508.48mで、1大尺= $0.35532\text{m}$ (= $0.2961\text{m} \times 1.2$ )で換算すると1431.0大尺となるが、1430大尺とみれば、条坊計画寸法1500大尺(=1800小尺)との間に70大尺の差が生じる。これが東一坊大路と宮東面大垣心との間隔である。

大垣東南角心と大垣東南入角心(東院張出部西南角・第31図7)との南北距離は266.52mあり、佐伯門・玉手門心間距離に全く一致する。つまり、750大尺・1坊1条の計画寸法の2分の1であることが知られ、東院の南面築地大垣は二条条間大路条坊計画線の北70大尺の位置に設定されていることになる。

さらに、東院東面大垣(第31図8)の位置関係をみると、大垣東南入角心からの東西距離が267.11mあり、751.7大尺( $267.11 \div 0.35532 = 751.7$ )と換算されるが、これも750大尺とみなしてよいと考えられる。このことは東院張出部の東面大垣が東二坊坊間大路の条坊計画線の西70大尺にあることを示すものである。

宮西面大垣については、ここに開く玉手門心の国土座標値が示されているものの、門基壇掘込地業の東半部分が検出されているだけで、正確な東西幅が確認されているわけではなく、門の東西方向の midpoint、つまり西面大垣心の位置を確定しがたい。そこで、ともかく朱雀門と玉手門との東西距離506.95mを検討してみると、朱雀門・大垣東南角心心間の距離508.48mに比べ、1.5m程短い。506.95mは1426.7大尺に換算されるが、ここでは不確定要素が残るものの、むしろ1430大尺であったと推量され、西面大垣も西一坊大路条坊計画線から70大尺宮側に隔った位置に設定されたものとみておく(このことは西一坊大路の地割方式との関連で後に再考する)。

北面大垣(第31図5)は朱雀門心の北1021.0mにある。この距離は、1大尺= $0.35532\text{m}$ で換算すると、2873.3大尺となる。これを仮に2870大尺と考えると、1大尺= $0.35575\text{m}$ (= $0.2965\text{m} \times 1.2$ )となり、想定基準尺の長さに比べると、1大尺あたり0.4mmの差を生ずるが、測定誤差の許容範囲に収めても差しつかえあるまい。そうすれば、北面大垣は宮の条坊計画上の北限の南60大尺( $3000 - (70 + 2870) = 60$ )の位置に設定されたものと考えることができる。ただし、これは距離の著しく隔った2地点間の、しかも造営方位が必ずしも明確ではない条件下における算定であるので確定的な数値とは言い切れない。しかし、

他の大垣と条坊計画線との間隔70大尺に比べて狭く設定されていることは間違いない。

以上、平城宮域内の和銅遷都当初の造営になる宮中枢部の諸区画や宮城門・大垣の地割を、特に後者の場合は条坊計画線との位置関係について検討してきたのであるが、その結果、それらの地割設定には、基準尺として令大尺が使用されていたことが明確になった。従って、かつて稲田孝司が提唱したような、平城宮内の地割に条坊制や条里制の長さの単位が錯綜した状況で導入されたとする見解は妥当でなく、むしろ令大尺による単純な完数值を基準にして諸区画の地割設定が行なわれたと判断すべきであろう。

## 2 平城京条坊の地割

平城京条坊の復原研究としては、古くは北浦定政の先駆的業績が知られ、明治以降、関野貞、喜田貞吉をはじめ、大岡実、田村吉永、大井重二郎等により様々な考察が試みられている。<sup>80</sup>その中において、喜田を除く諸先学が条坊復原に際して基準とした地割方式は、今日実証されている方式、すなわち京条坊設定の基本に条坊計画方眼があり、条坊道路はその計画線上に設定されるという方式ではなく、延喜左京職式京程条にみる平安京条坊の設定方式、つまり条坊道路の広狭に関わりなく坪の規模が一定しており、道路と街区(坪)を集積することにより京を構成していくという方式をそのまま平城京条坊復原の規範としたものであった。従って、誤った前提から正しい見解が導かれるはずはなく、それら諸業績中に示された条坊に関する様々な寸尺は一応論外とする必要がある。喜田貞吉の示した平城京条坊の設定原理は、氏が藤原京の条坊計画に関して示したのと同じく、大路心心間距離が1500大尺の間隔をもつとするものであった。<sup>81</sup>近年における調査研究の成果は、その想定の正しかったことを証明しているが、しかし、喜田の条坊復原方法にも、後論するよう、是正すべき点も少なくない。

昭和30年代以降、奈良国立文化財研究所等による平城宮および平城京に関する調査研究が進展しつつあり、航空測量により作成された大縮尺の地形図が作成され、加えて地籍図をもとに復原した水田畦畔等の遺存状況から条坊の痕跡を見出すという重要な作業などが行なわれ、また、京内各所での条坊関連遺構に関しての発掘調査の成果も蓄積されつつある。そうした中で、平城京条坊制度の復原については、前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』の他、工藤圭章<sup>82</sup>、沢村仁<sup>83</sup>、佐藤興治<sup>84</sup>らによる研究があるが、いずれも多くの問題点を含んでいる。また、1975年に刊行された『平城宮発掘調査報告Ⅵ』では、それまでの発掘調査の成果に基いた復原考察が行なわれている。<sup>85</sup>しかしながら、そこにも少なからぬ誤認や疑問とすべき点が見出される。京条坊地割の具体的な検討を始めるに先立ち、平城京条坊について今日知られる最も詳細な見解とみなしうるだけに、その問題点の所在を指摘しておく

ことも必要かと考える。その見解の大意は次の通りである。

1 東一坊大路

- a 二条大路との交差点と平城宮東院南門外とで全幅が検出され、大路の西側溝 8 尺、東側溝 4 尺で、両側溝の心心距離は 80 尺であった。
- b 側溝の外側には、居住区を画する築地があり、二条大路の南では、築地心心間距離が 110 尺となる。
- c 二条大路（との交差点）より北側では、平城宮大垣と西側溝との間に幅 40 尺の堀地を設けているので、築地間心心距離は 130 尺余りとなる。
- d 側溝間の中軸、つまり大路中軸線は朱雀門心から 532.78m ( $0.296\text{m} \times 1800$  尺) となる。

2 朱雀大路

五条条間路付近で行なった調査で路面幅約 70m、東西側溝心心幅 74m を確認した。

3 二条大路

- a 平城宮の東南角付近で検出したもので、北側溝 8 尺、南側溝 4 尺、側溝間心心距離が 126 尺であり、路面幅は 120 尺となる。
- b 築地間距離は宮の南面堀地を含み、心心距離の計測値は 179 尺であるが、造営方位の振れなどによる誤差を見込むと、計画尺としては 180 尺といえる。
- c 二条大路の条坊計画線は、宮の南面大垣心の南方 80 尺の線にあり、堀地として 40 尺を設定するので、条坊計画線は北側溝心の南 40 尺にあることになる。
- d 従って、二条大路自体の中軸線は条坊計画線から南方へ 23 尺  $[(126 \div 2) - 40]$  ずれることになる。
- e 以上のことから、二条大路の設定方法は、平城宮の南面堀地 40 尺を確保するため、北側溝の条坊計画線の北 40 尺におき、南側溝を南 86 尺の位置に設けたのである。

4 二条条間路

- a 平城京造営当初のものと考えられる北側溝（幅 8 尺）、南側溝（幅 4 尺）を確認した。対応位置で遺構検出を行っていないため、数値に正確を期し得ないが、側溝心心距離は 80 尺と推定できる。
- b この条間路中軸線と条坊計画線との関係については、北側溝と二条大路北側溝との心心距離が 900 尺 ( $264.4\text{m} \div 0.2938\text{m} = 900$ ) となり、造営尺の短いうらみはあるが、大路中軸線と条坊計画線が一致することになる。
- c 東院成立後の条間大路幅は 40 尺と狭くなるが、この時期の東院南面大垣は南門の梁行中央柱にとりつく掘立柱塀であり、これは大路の北側溝の北 40 尺に位置している。



しかし、堀地の幅を広くしたために、大路北側溝は約2.2m南へ寄った。

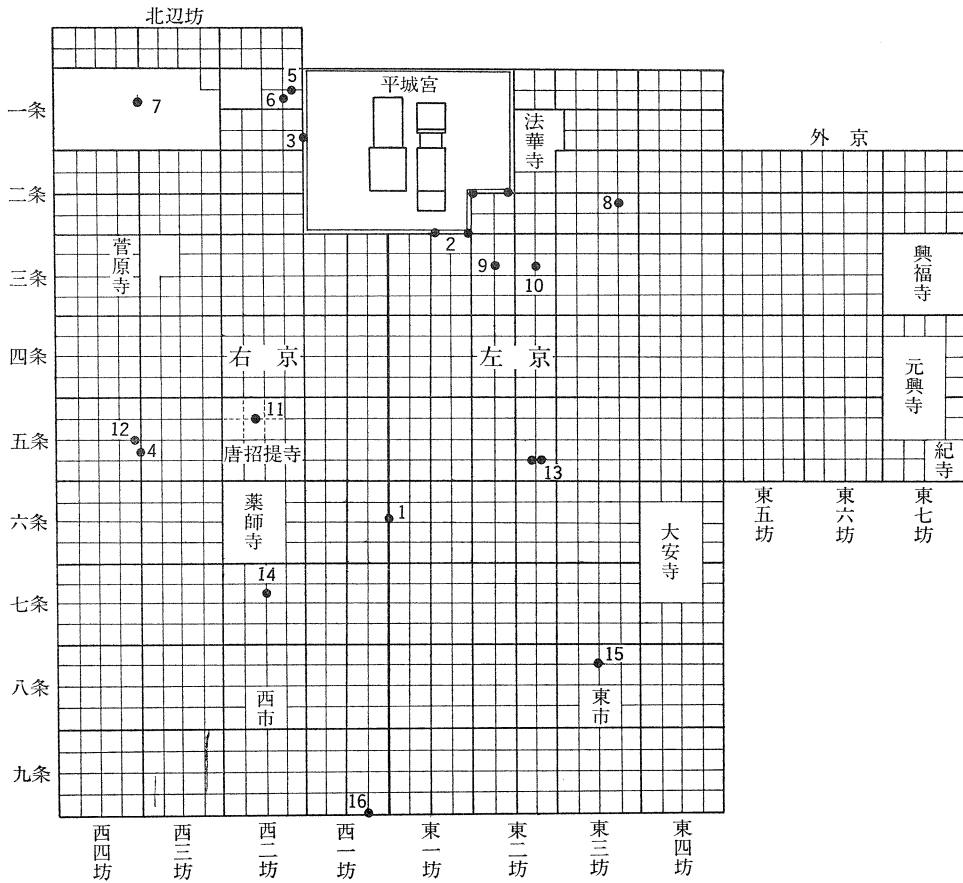
以上のような諸点を総合して、報文では「東一坊大路と二条条間路は条坊計画線の中軸として左右に40尺振りわけた位置に側溝を設け、二条大路では条坊計画線に対して北へ40尺、南に80尺（実際には86尺）の位置に側溝をおく。いずれも条坊計画線から40尺の倍数値で振りわけられている点に注目しなければならない」と結論した。これは先にみた『平城宮発掘調査報告Ⅱ』で示された大路の地割に関する見解を再確認した形となっている。

しかし、かつて示された「80尺」という数値が実体のないものであることはすでに述べた。「二条大路の条坊計画線は宮南面大垣心の南80尺にある」ことが何の検証も施されないうままに踏襲されており、それだけに、特に二条大路の地割については、複雑な説明とならざるを得なくなっている。二条大路に関する見解についてなお言えば、北側溝8尺（復原値約2.4m）、南側溝4尺（約1.2m）とし、路面幅を120尺とみるのは、延喜式京程に記された「宮城南大路」の規模と一致させようとしたものであろうが、計測の基準とされているはずの平城宮第32次調査区において、北側溝の幅は岸の出入りが著しいものの3~4.5m、南側溝は2.2~2.5m、路面幅は34~35mであり、先の復原にはかなりの無理があろう。

また、4-bの二条条間路中軸線と条坊計画線との位置関係について、二条大路の北側溝と二条条間路の北側溝との間隔が900小尺となることから、二条条間路の北側溝が二条大路同様に条坊計画線の北40尺にあるとしているが、報文に言うように、その距離は264.4mであり、900小尺とすると、1尺の単位長は0.2938mと余りに短く、また、想定設定寸法の264.4m（0.296m×900）より2m短い。このことはむしろ条坊計画線と北側溝の位置関係が二条大路と二条条間路とで異なることを示唆していると考えられるのではないか。

ここに挙げられた個々の条坊道路の地割の実態については後論するが、結局誤った寸尺「80尺」を襲用し、また発掘調査で得られた事実を平安京条坊の規模にいささか無理に合致させようとしている点など、納得しがたい多くの問題点を残していると言える。

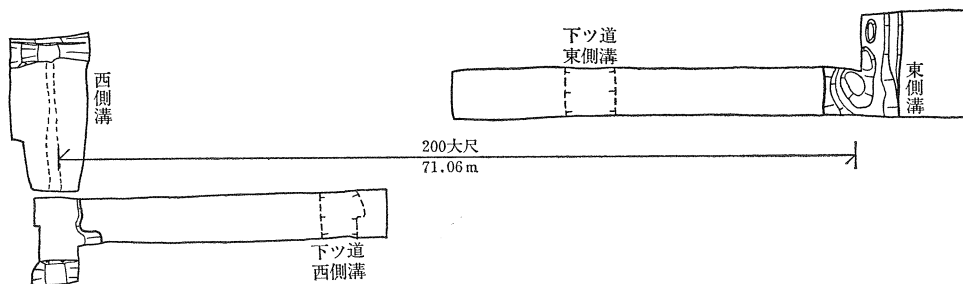
平城京条坊復原研究にとって、平城京保存調査会により行なわれた遺存地割・地名による平城京復原調査の成果のもつ意義は大きい。これは1000分の1の大縮尺の地形図や地籍図をもとに平城京条坊地割の精密な復原を試みたもので、発掘調査によらない条坊復原の方法としては最善のものと思われる。その成果内容は『平城京の復原保存に関する調査研究<sup>87</sup>』や『平城京朱雀大路発掘調査報告<sup>88</sup>』に詳しい。その中では、「道路敷と推定される地割によって大路・小路の幅員、というよりも両側溝を含めた築地心心間の距離を地図上で概測」した数値が掲げられている。さらに、報文では、概測であるために場合によっては±1m程の偏差をみとめなければならないだろうとしている。しかし、たとえば二条大路の宮南部分でのように、遺存地割による計測では約56mとされているが、発掘調査により



第32図 京内条坊関連遺構調査位置図

復原される築地心間距離約 53.3m (=180小尺=150大尺) に比べると、2 m 以上広く計測されているなど、誤差が必ずしも ±1m 程の範囲内に収まるものではなく、かなりの相異のあることも予測しておく必要がある。また、遺存地割からは、側溝心間の距離あるいは路面幅員等は捉えがたく、自ずから限界のあることは当然であるが、そこに示された数値は後にふれるように多くの示唆を含んでいる。

平城京の地割についての検討を通じて明らかにしたように、宮城内主要部の遷都当初の区画地割や宮大垣の設定には、大宝令に度地尺（土地測量の尺度）として規定されている大尺が基準尺とされている。平城京の造営が開始された和銅元年（708）から、少なくとも遷都が行なわれた和銅3年の時点では、この法令が有効であったと考えられることから、法制史的にみれば、京内条坊の設定にも、藤原宮・京でそうであったように、宮と同様令大尺が造営基準尺として使用されていたと想定する必要がある。ここでは、平城京条坊地割



第33図 朱雀大路遺構図 (1:700)

のあり方を解明するために、そうした観点に立って、発掘調査により確認された遺構を中心に検討を進めて行きたい(第32図)。

### A 大路

大路に関しては、同一あるいはごく近接した調査区内で対応する位置に道路の両側溝が確認されるなど、幅員をある程度正確に把握することのできる遺構が朱雀大路、西一坊大路、東一坊大路、二条大路、二条条間大路、西三坊大路において検出されている。このうち、東一坊大路と二条条間大路については、尺度制度の変遷史的観点から、他の諸大路とは異った状況を示していると考えられるので、後節で改めて検討する。

**朱雀大路** 遺構の検出位置は、朱雀大路が五条・六条の条間小路と交差する部分およびその北側にあたり、朱雀門と羅城門を結ぶ朱雀大路のほぼ中間点に近い(第32図1)。調査は、北と南に約70m離れた東西2ヶ所の調査区を設定して行なわれ、東調査区で大路東側溝が、西調査区で西側溝が、それぞれ検出されている。報文によると、路面敷幅は67.3m<sup>89</sup>であり、東側溝は溝岸に出入りがはげしいものの、本来の溝幅は4.5m、深さ1.1mに復原でき、西側溝については、検出最大幅をとれば、7.1m前後、深さ1m余であるが、溝岸が3回以上流れによる変形を受け、あるいはそれに対する修復がみられ、本来の溝岸を明確に指摘することができないとしながらも、一応6.40~7.60mの幅としておきたいとし、これらのことから、朱雀大路両側溝心間距離を73.4~74.0mと算定している。

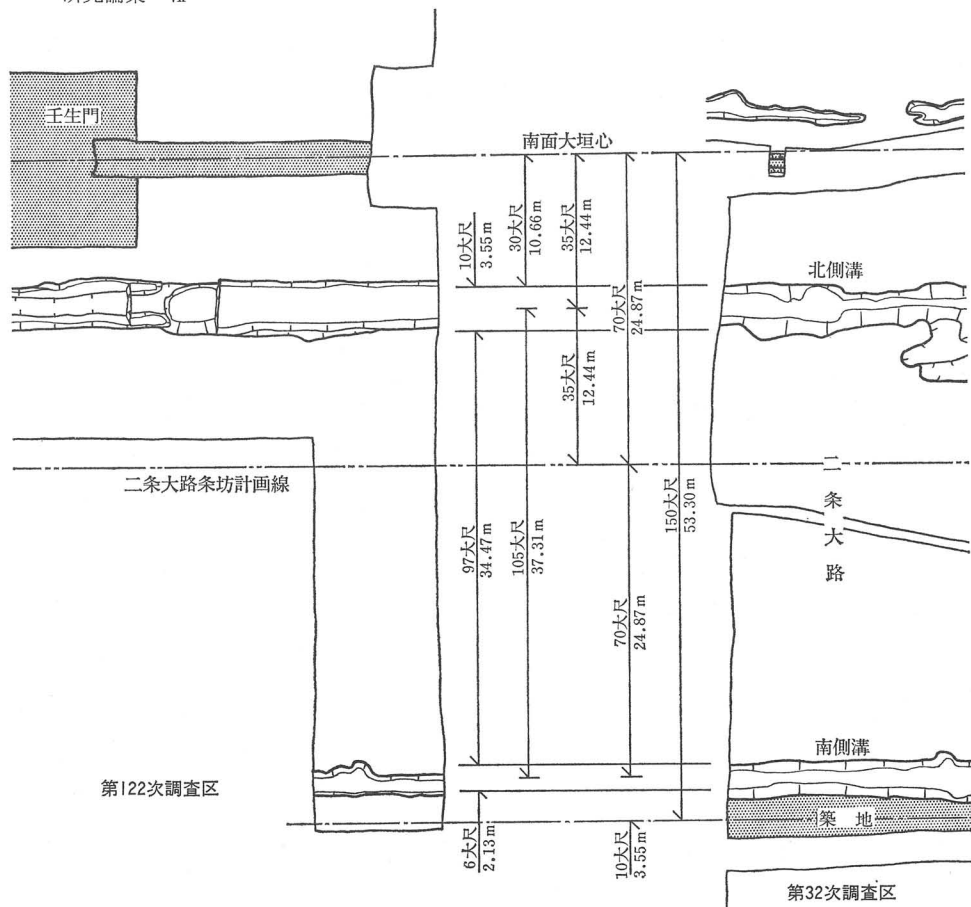
しかしながら、ここに示された計測値の中で、東側溝の幅について、付載されている遺構図等を検討すると、4.9~6.2mを測り、4.5mと復原した根拠は必ずしも分明ではない。また、西側溝については、対応する位置で溝の両岸が確認されていないようで、しかも、少なくとも3回以上の流路の改修の形跡がみとめられているなど、本来の溝の規模を明確に捉えがたい。そこで、東側溝については検出溝の心、西側溝については溝心を確定しがたいので、溝のほぼ中央に位置すると思われる最深部を基準に側溝心間距離を測定すると、72.8m前後の数値が得られ、東側溝心も溝の最深部にとれば、約71.7mの距離とな

る。これは大尺での200尺（復原値71.06m—以下復原値は1大尺=0.35532m=0.2961m×1.2として表示する）に近似した数値である。特に、西側溝の検出位置は五条条間小路側溝との交会想定位置にあり、流水等の影響による浸蝕、変形が著しく、しかも東・西側溝が70m近く南北に隔たった地点で検出されたものであることなどから、本来の幅員を確定しがたいが、朱雀大路は大路中軸線すなわち京の中軸線の東西100大尺に側溝心を設定したものでないかと推量している（第33図）。

朱雀大路については、その他に平城京の南面中央に開く羅城門とその周辺の発掘調査に際して、大路西側溝と西辺の築地跡が検出されている<sup>90</sup>。西側溝の上端幅は4m、深さ0.9mで、断面は逆台形を呈しており、先の五条条間小路付近での様相とはかなり趣を異にしている。大路の西辺築地は、基壇掘込地業の規模が確認されており、その東西幅は4.3mで、掘込地業心と西側溝心との間隔はほぼ8.25mを測る。従って、大路東辺にも東側溝から等距離に築地があったとすると、先に想定した朱雀大路側溝心心間距離に築地（掘込地業）心までの距離を加えて約87.6m（あるいは88.2m）という築地心心間距離を復原することができる。ただし、報文によると、西辺築地の下層からは築地に使用されたとみられる垂木材や瓦の堆積層が検出されており、少なくとも2回にわたる築地造作が考えられるとされている。しかし、下層の築地の痕跡は明らかでなく、京造営当初の造作になると思われる下層築地については何一つ詳かにしえない。従って、大路規模の復原には大きな不確要素を伴うことになるが、そのことを承知のうえで築地心心間距離約87.6mという数値をみると、遺存地割に基いて概測された「約90m」<sup>91</sup>とほぼ一致する。この数値に関しては従来築地間30丈（300小尺）であると説明されている。しかし、これは250大尺（復原値88.83m）でもあり、現時点では断定することは差し控えなければならないが、朱雀大路は側溝心心間200大尺、築地心心間250大尺の規模に設定されたのではないかと推定している。

**二条大路** 二条大路は平城宮の南辺に接して東西に通じる大路で、宮南面東門である壬生門周辺の発掘調査（平城宮第122次調査）<sup>92</sup>と宮東南角周辺での調査（平城宮第32次・第32次補足調査）<sup>93</sup>とにより全体の状況がほぼ明らかにされている（第32図2・第34図）。

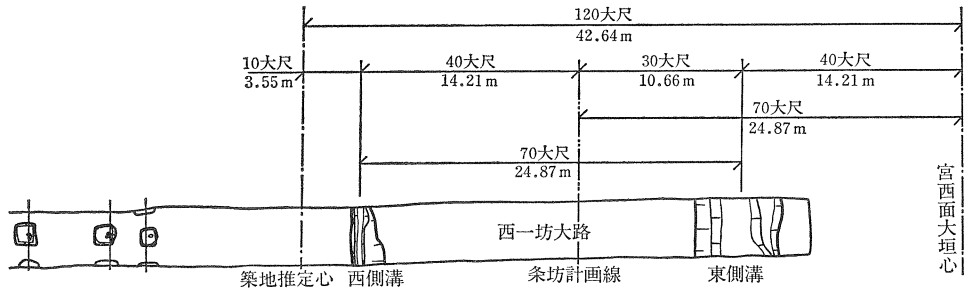
第122次調査では、壬生門の基壇とその東西に取り付く宮南築地大垣の掘込地業が検出され、二条大路については、北側溝と南側溝それに路面相当部分が同一の調査区内で検出されている。一方第32次調査では、二条大路の南・北側溝、路面相当部分、宮南面大垣基壇痕跡に加えて大路南辺築地の基壇跡が確認されている。大路北側溝は宮の外濠にも相当するが、第122次調査区内では溝岸がほぼ直線状に残存しており、上端での幅は3.1~4.1mを測る。また、第32次調査区での北側溝は宮城内からの排水路や東一坊大路西側溝との交会点に近接していることもあってか、流水による侵蝕が進み、溝岸が著しく蛇行してい



第34図 二条大路遺構図 (1:600)

るものの、幅は一応3.0~4.5mの範囲に収まる。南側溝の幅は、第32次調査区では2.2~3.5mであるが、第122次調査区では1.7~2.6mとやや狭い。第122次調査区での所見によると、大路南辺の築地は後世の地下げにより削平されたものであり、そのすぐ北に位置する大路南側溝もおそらくかなりの削平を蒙ったものとみられ、溝岸の出入りも著しい。そうしたことのために、第32次、第122次調査区ともに検出面での大路の路面幅は33.2~35.2mと、場所により広狭の差が生じている。

二条大路の地割設定のあり方あるいは規模については、従来幾通りかの復原案が示されており、中でも前掲『平城宮発掘調査報告VI』での説明は詳細にわたったものであった。しかし、実態はそこに述べられたような複雑なものではなく、きわめて簡明な地割方式であったと考えられる。宮の南面大垣は、繰り返し述べたように、二条大路条坊計画線の北70大尺に設定されている。そうすると、大垣心の南70大尺(復原値24.87m)に想定される条坊計画線は、大路の中央よりやや北に片寄っていることが知られる。この条坊計画線と



第35図 西一坊大路遺構図 (1:500)

大路南側溝心との距離は正しく70大尺とみることができ、また、条坊計画線と北側溝心との距離は大垣との距離70大尺の半分である35大尺(12.44m)である。大路南辺の築地は、その中心の位置を遺構そのものからは確定しがたいが、前掲『平城宮発掘調査報告VI』での見解、すなわち築地心間距離180(小)尺とみても遺構の上からは矛盾はない。従って、二条大路の築地心間距離は150大尺(=180小尺)の規模であったと考えられる。

以上の事実から、二条大路の地割方式を復原すると、条坊計画線の北70大尺に宮南面大垣心、その中点に北側溝心、さらに条坊計画線の南70大尺に南側溝心をそれぞれ設定し、大路南辺築地心は南側溝心の南10大尺に設定している。側溝の規模は、確定要素に若干欠けるが、北側溝の幅は10大尺(復原値3.55m)とみてほぼ誤まりなく、南側溝を6大尺(復原値2.13m)に復原すると、二条大路は側溝心間距離105大尺(復原値373.1m)、路面幅員9大尺 $[105 - (\frac{10}{2} + \frac{6}{2}) = 97$ :復原値34.47m)、築地心間距離150大尺(復原値53.3m)の規模であったと考えられ、検出遺構による計測値と何ら矛盾しない。また、このように復原した場合、宮南面大垣心と大路北側溝北岸との間隔は30大尺であったことになる。因みに『平城宮発掘調査報告VI』に示された寸尺のうちの南北側溝心間距離126小尺は105大尺に相当し、さらに後論するように、延喜式京程から復原される平安京の二条大路(宮城南大路)の規模と全く一致している。

**西一坊大路** 西一坊大路は宮の西辺に沿って南北に通じる大路で、宮西面中門である佐伯門の北約100mの地点において東西両側溝、路面部分、それに隣接する街区(右京一条二坊四坪)内の建物遺構が同一の調査区内で検出されている<sup>94</sup>(第32図3)。報文によると路面幅は20.2~20.8m、東側溝の幅は3.8~5.6m、西側溝幅は1.5~2.0mで、側溝心間距離はほぼ24.0mであるとされている。

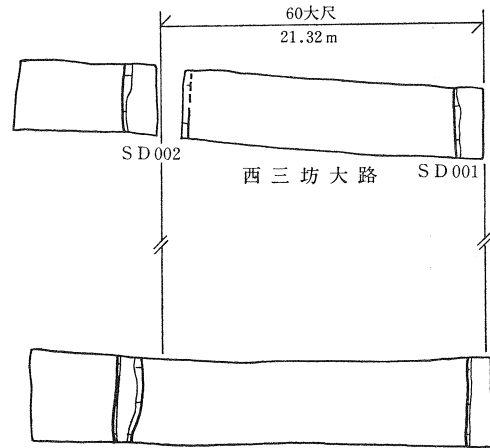
すでに述べたように、宮西面大垣は宮の西を限る(西一坊大路の)条坊計画線から70大尺宮側に偏した位置に設定されたと想定した。報文に付載されている遺構図によると、推定西面大垣心から70大尺(復原値24.87m)の地点は、大路の中央から東に片寄った位置である

ことが知られる。そこから東側溝心まではおよそ10.7mを測るので、30大尺（復原値10.66m）の設定寸法を復原しうる。また、条坊計画線と西側溝との間隔は、計測点が西側溝の心よりわずかに西に寄るが、14.21m・40大尺とみることができる。従って、西一坊大路の側溝心心間距離は70大尺（復原値24.87m）であり、地割方式は条坊計画線を基準にして、西40大尺に西側溝心を、東30大尺に東側溝心を設定し、さらに東70大尺に宮西面大垣心を設定したものと理解される。

なお、遺存地割による計測によると、西一坊大路の幅員は42mとされており、120大尺（復原値42.64m<sup>95</sup>）に近似した値を示している。これが築地心心間距離を反映しているものとみるならば、西一坊大路西側溝心と大路西辺築地心との間隔は10大尺〔120-(70+40)=10〕であったことが想定される（第35図）。

**西三坊大路** 西三坊大路の遺構が確認されたのは右京五条四坊三坪に東接する位置にあたり、現奈良市西郊の丘陵地帯にあるが、遺存地割に条坊痕跡を部分的にとどめている場所である（第32図4）。大路に関する調査は南北約100mの距離をおいて2ヶ所に調査区を設定して行なわれ、それぞれの調査区において大路東側溝、SD001と西側溝SD002が検出されている<sup>96</sup>。報文によると、北側の調査区では東西側溝心心間距離は21.83m・73.75（小）尺、南側の調査区では23.24m・78.5（小）尺であるとされている。また、東側溝の造営方位の偏れは国土座標方眼方位に対してN0°15'50''E、西側溝はN1°03'21''Eとされ、いずれも朱雀大路の調査で想定されたN0°15'41''Wや他の諸遺構から知られる北でやや西に偏する造営方位とは逆の傾向を示していることになる。報文では、さらに、この両側溝間が推定大路幅60（小）尺より広くなるとしながらも、東側溝心より30小尺西の位置を大路心と仮定して、平城宮朱雀門心との東西距離を京造営方位の偏れを考慮して換算すると、1600.052mとなり、基準尺1尺=0.296mで除すと、5405小尺（=1800小尺×3）となるので、京造営の基本方眼地割とはほぼ一致すると述べられている。しかし、これは検出した遺構を無視したものであり、顛倒した論法と言わざるを得まい。さて、南北溝SD001を大路東側溝に比定することに異論はないが、報文に付載された遺構図によると、この側溝の東岸は調査区の外にあって確認されておらず、また、西側溝とされるSD002は、南と北の調査区とでは、その位置が東西に1.5m近くも異っている。こうしたことから、報文に示されるような精緻な側溝心心間距離は把握しがたいのではないかと考えられ、遺構図による限り、北側の調査区では、東西側溝心心間距離を21.3m前後と計測することも可能である。つまり、これまで検討してきたように、京内主要大路のいくつかの地割設定が令大尺で行なわれていることに徴すれば、この調査地点における西三坊大路側溝心心間距離は、60大尺（復原値21.32m）と復原することができるのではないかと考えるのである。しか

し、南側の調査区では、23m前後としか計測しえず、SD002の方位の偏れが著しく大きいことと合わせて、両調査区でのいずれを正しい側溝心間距離とみなすかについては不確定要素が残る。ただし、SD001を大路東側溝とし、北側調査区での西側溝心との間隔60大尺を採ると、大路中軸線と朱雀門心（朱雀大路中軸線）との東西距離は6012.296mとなり、造営計画寸法4500大尺（=1500大尺×3坊）で除すると1大尺=0.3561m（=0.2967m×1.2）となり、ほぼ妥当な数値を得ることができる（第36図）。なお、遺存地割による概測値によれば、西三坊大路は27～28mとされており、これが築地心間距離を示すのであれば、80大尺（復原値28.43m）に近似している。そうすると、西三坊大路は条坊計画線の中軸にして東西30大尺の位置に側溝心を設定し、さらに10大尺外側に築地心を設定したものと推定することができる。



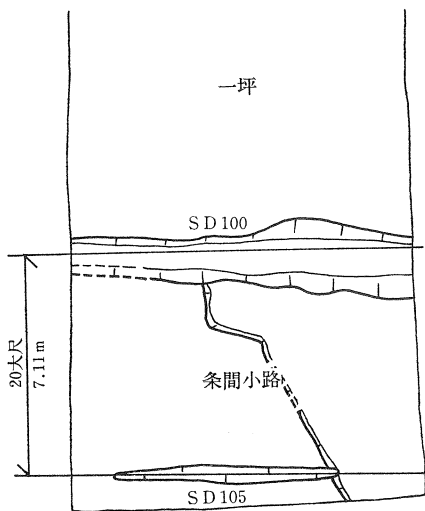
第36図 西三坊大路遺構図 (1:500)

## B 小路

平城京内の小路については、これまで10ヶ所余りの地点での発掘調査において対応する位置で側溝が検出されている。以下、京の北から南の順に個別に検討することにしよう。なお、記述の便宜上、東西方向の小路を条間小路、南北方向の小路を坊間小路と仮称して区別する。

**右京一条二坊 条間小路** 右京一条一坊の一坪と二坪の坪境東西小路で、北側溝SD100（幅1.0～2.4m）と南側溝 SD105（幅0.2～0.6m）とが検出されている（第32図<sup>97</sup>5）。報文には、「幅員を2丈とすれば、SD100とSD105が小路の南北側溝である可能性がある」と述べられている。ここでいう2丈とは、20小尺のことと思われ、遺構検出面での路面幅が5.1～6.0mを測る（付載された遺構図による）ことから判断したものであろう。しかし、特に南側溝は著しい削平を受け、途中で途切れる程の状況のみせており、また北側溝の溝岸も安定した状態ではない。先にも述べたように、こうした遺構状況のもとでは、本来の路面幅は確定しがたいと考えるべきであり、より確実性を以て依拠しうるのは側溝心間距離である。そこで、この条間小路の側溝心間距離を遺構図により測定すると、7.0～7.1mであることが知られる。従って、側溝心間20大尺（復原値7.11m）の設定寸法を復原することができる（第37図）。





第37図 右京一条二坊条間小路遺構図 (1:250)

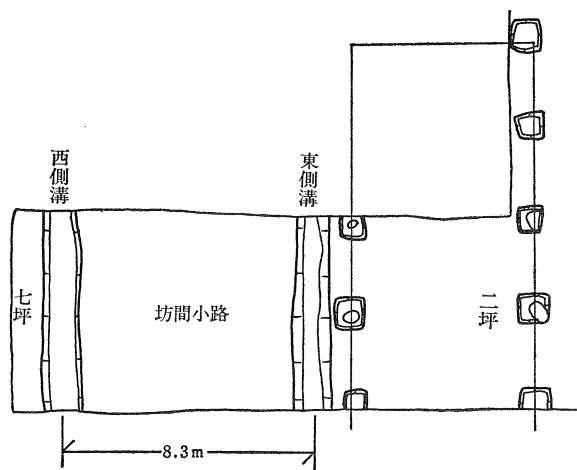
右京一条二坊 坊間小路 右京一条二坊二坪と七坪の坪境南北小路で、路面相当部分、東側溝(幅1.2m)それに西側溝(幅1.2m)が約6mの範囲にわたり検出されている<sup>98</sup>(第32図6)。東西側溝心間距離は、報文に記されるように、8.3mであり、大尺、小尺いずれによっても完好的な整数値に換算しえない<sup>99</sup>(第38図)。

右京一条三坊 条間小路 西大寺旧境内地での調査に際して検出された、十坪と十一坪の坪境東西小路である(第32図7)。北側溝幅0.5m、南側溝幅1.2m、道路幅員は側溝心間距離で5.8mと報告されている<sup>100</sup>。しかし、これを5.92m

(20小尺)とみても、遺構上矛盾はなく、報文に言うように、西大寺創建(天平神護元年・765)以前の平城京条坊の坪を画する幅2丈の小路と考えてよからう。

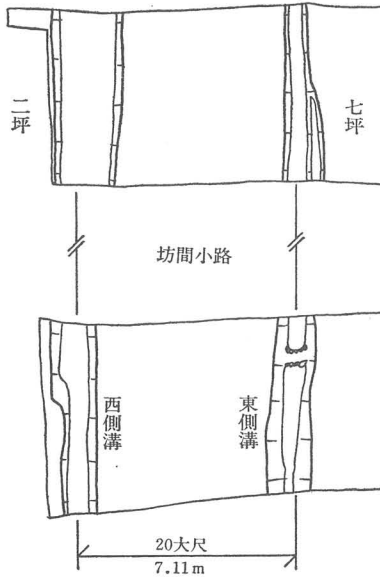
右京二条三坊 坊間小路 十一坪と十四坪の坪境南北小路である(第32図8)。約5mの範囲に、東側溝(幅約1.8m)、西側溝(幅約1.1m)、路面相当部分が検出されている<sup>101</sup>。東西側溝心間距離はほぼ4.5mであり、15小尺の設定寸法を復原することができる<sup>102</sup>。

左京三条二坊 坊間小路 I 左京三条二坊の二坪と七坪の坪境南北小路であり(第32図9)、南北に30m離れた2ヶ所の調査区で、それぞれ6mにわたり、東側溝(幅0.7~1.5m)、西側溝(幅1.2~1.6m)それに路面相当部分が検出されている<sup>103</sup>。報文には、路面幅約5.5m、



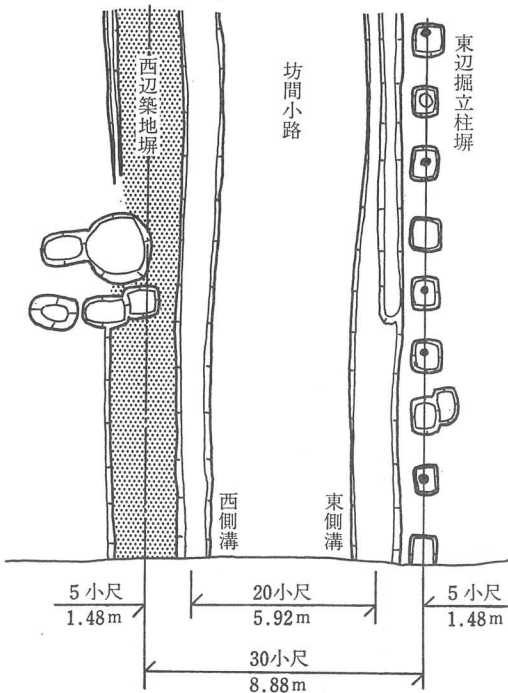
第38図 右京一条二坊坊間小路遺構図 (1:250)

側溝心間距離約7mであり、この路面幅は「小路の計画尺(20尺)とほぼ同じである」と述べられている。しかし、20小尺であるならば、5.9m程でなければならず、やや無理がある。付載された遺構図により、側溝心間距離を計測すると、7.0~7.2mであることが知られ、この小路は側溝心間距離20大尺の設定寸法であったと判断される(第39図)。



第39図 左京三条二坊坊間小路Ⅰ遺構図 (1:250)

左京三条二坊 坊間小路Ⅱ 六坪と十一坪の坪境南北小路で、約35mにわたり、東側溝(幅1.1~1.6m)、西側溝(幅1.1~1.8m)、路面相当部が検出されている(第32図10)<sup>104</sup>。側溝心間距離は若干の広狭があり5.8~6.1mと計測されるが、20小尺(復原値5.92m)の設定寸法であったとみられる。この小路西側溝の西岸に接する位置に築地底部の痕跡が検出されており、東側溝の東約1.5m(5小尺)には、十一坪の西を画する南北方向の掘立塀があり、両者の心間距離はほぼ9.0mを測る。従って、この坊間小路は、側溝心間を20小尺にとり、さらに側溝心の外側5小尺の位置に築地塀および掘立柱塀を配して、塀心間を30小尺の距離として設定されたものと復原できる(第40図)<sup>105</sup>。



第40図 左京三条二坊坊間小路Ⅱ遺構図 (1:250)

右京五条二坊 条間小路 九坪と十坪の坪境東西小路であり、唐招提寺講堂解体修理工事に伴う地下遺構調査に際して確認されたもので、講堂のほぼ直下で南<sup>106</sup>・北両側溝が検出されている(第32図11)。報告書によると、講堂造営以前の諸遺構は一~三期に分れるとし、北側溝に相当する講堂北入側柱通り下の東西溝(幅1.3m)は第一期に、南側溝とみられる正面入側柱通り下の東西大溝(幅2.1m)は第二期に所属させている。しかし、この南側溝の開削を第一期に遡らせても遺構の上からは何の矛盾もないと考えられ、報告書でも遺構図中に両溝の心間距離を7.00mと表示している。この心間距離を7.11mと計測することは充分可能であり、従って、この地における唐招提寺建立以前の<sup>107</sup>条坊小路の少なくとも京造営当

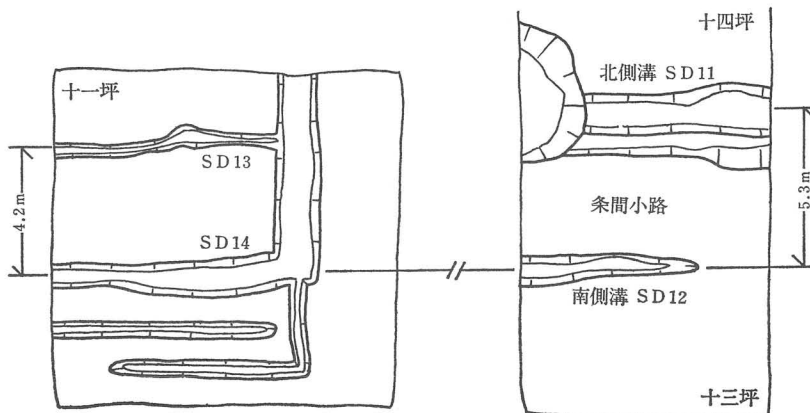
初にあっての側溝心間設定寸法が20大尺であったと判断してよからう。

**右京五条四坊 条間小路** 二坪と三坪の坪境東西小路で、南側溝(幅1.1m)と北側溝(幅1.2m以上)が約4mの範囲で検出されている(第32図<sup>108</sup>12)。北側溝の北岸は明らかにされていないが、南・北側溝心間距離は、報文の言うように、5.97m前後とみてよく、20小尺の設定寸法であったことが知られる。

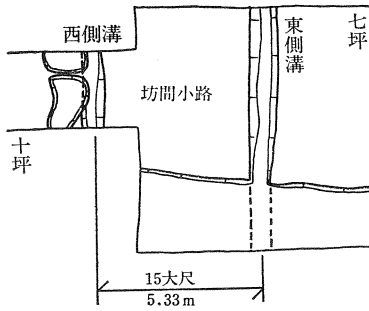
**左京五条二坊 条間小路** 十一坪と十二坪、それに十三坪と十四坪の坪境を通る同一の東西小路が約50m離れた2ヶ所の調査区で確認されている(第32図<sup>109</sup>13)。東側の調査区は十三坪と十四坪の坪境に当り、北側溝 SD11(幅1.7~2.2m)と南側溝 SD12(幅0.7~1.0m)が検出されている。SD12は調査区内東寄りの部分で途切れており、本来の路面が著しく削平されたことを示している。側溝心間距離は5.6m内外と報告されているが、遺構図によれば最大に測っても5.4m程である。西側の調査区は十一坪と十二坪の坪境に当る。南側溝 SD14(幅0.7~1.1m)は東側調査区での南側溝 SD12の延長上にあるが、北側溝 SD13は東側のSD11の延長上ではなく、南に約1m寄っている。また、SD13は溝幅が狭く、部分的に蛇行しているなど、東側同様遺構面がかなり削平されていると考えられる。それゆえ、溝心の位置を確定しがたいが、側溝心間距離は4.2m前後と計測することができる。ただし、報文では4.8m内外とされている。

東西両調査区における側溝心間の規模は、大尺、小尺いずれによっても完好な完数値に換算することが困難である。もっとも十三・十四坪境小路は15大尺(復原値5.33m)とみることでもできなくはないが、確実性に欠ける。路面幅員については、なおさら確定しがたく、判断を保留せざるを得ない(第41図<sup>110</sup>)。

**右京七条二坊 坊間小路** 右京七条二坊七坪と十一坪の坪境南北小路である(第32図<sup>111</sup>14)。



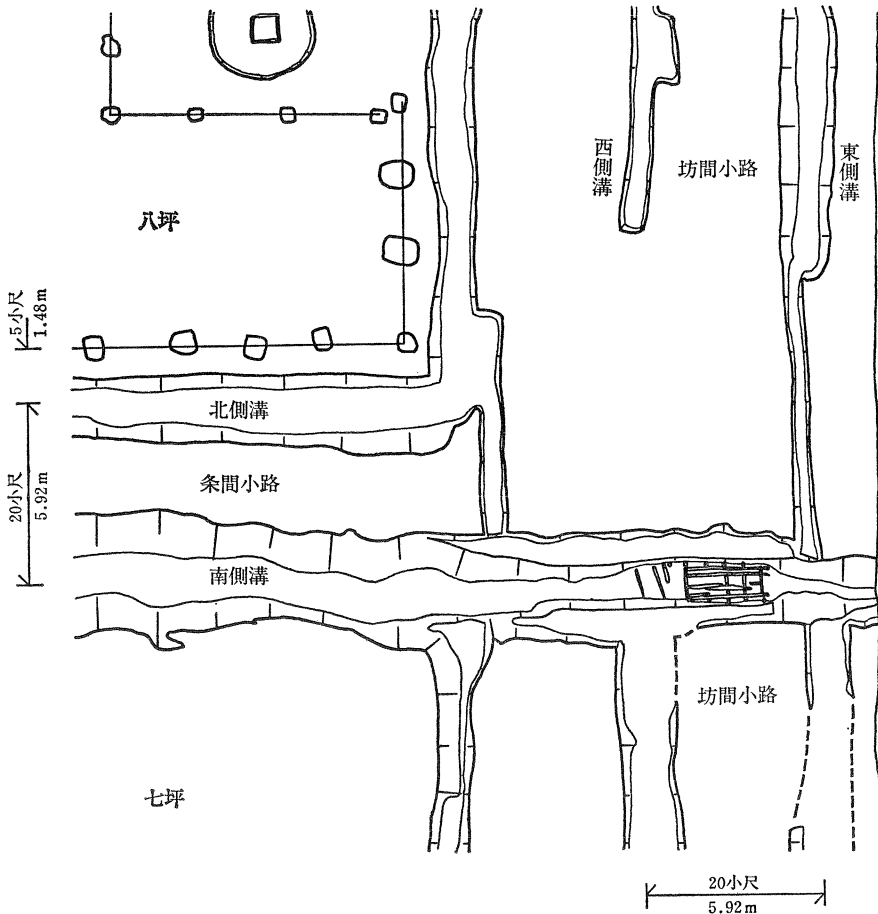
第41図 左京五条二坊条間小路遺構図 (1:250)



第42図 右京七条二坊坊間小路遺構図 (1:250)

東側溝、西側溝ともに幅は約1mあり、側溝心間距離は約5.7mと報告されている。しかし、遺構図によれば、5.34m前後と計測される。これは15大尺(復原値5.33m)に復原できる規模である(第42図)。

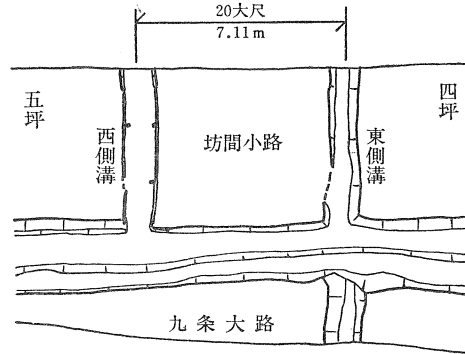
左京三条三坊 条間小路 九坪と十坪および十五坪と十六坪の坪境東西小路で、道路遺構は約100mの範囲に検出され、南北小路との交差点を含んでいる<sup>112</sup>(第32図15)。南・北側溝心間距離は5.9~6.0mで、20小尺の設定寸法を復原できる(第43図)。北側溝心の北1.5mには十六坪の南を限る掘立柱東西塀があり、南側溝心の南1.5mにも十五坪の北限の区画施設である東西塀がある。両塀間の間隔は30小尺で、側溝心の外側5



第43図 左京八条三坊坊間小路・条間小路遺構図 (1:250)

小尺の位置に設定されていることになり、先にみた左京三条二坊坊間小路Ⅱでの状況と共通している。

左京八条三坊 坊間小路 九坪と十坪および十五坪の坪境南北小路で、総延長150m近くが検出されている<sup>113</sup> (第32図15)。東・西側溝心間距離は5.9~6.0mを測り、20小尺の設定寸法を復原することができる(第43図)。



第44図 右京九条一坊坊間小路遺構図 (1:250)

右京九条一坊 坊間小路 四坪と五坪の坪境南北小路で、九条大路北側溝との交会地点付近約5mにわたり、東・西側溝が検出されている<sup>114</sup> (第32図16)。西側溝は堰板で護岸されており、幅1.0m。東側溝は幅約1mの素掘溝である。道路規模について、報文には「路面幅は約6m」と記されるだけであるが、付載された遺構図によると、側溝心間距離は、東側溝の遺存状態が不良で溝岸の出入りがやや著しいものの、ほぼ7.0m前後とみることができ、側溝心間20大尺として設定されたものと考えられる (第44図)。

その他の条坊関連遺構 条坊設定寸法のあり方を復原する上で、大路、小路以外に注目される三つの遺構をとりあげておきたい。その一つは左京三条四坊七坪の調査で検出された、坪の中央を東西に通じる道路遺構である。道路は南・北側溝を伴ない、側溝心間距離は平均3.6mであると報告されている<sup>115</sup>。これは10大尺(復原値3.55m)の設定寸法であったと判断される。なお、この東西道路は奈良時代初頭に作られたものであることが明らかにされている。

また、右京二条二坊十六坪における調査でも、坪を南北に二分する位置にある東西道路が検出されているが、これも京造営当初から設置されたもので、南・北側溝心間距離は約3.6mと報告されている<sup>116</sup>。従って、先の例と同様に、10大尺の規模で設定されたものと考えられる。

次に紹介したいのは、左京八条三坊九坪での発掘調査で明らかにされた、坪の中央を北から南に縦断して流れる「堀河」の規模である。報文には「当初、幅約10m、深さ1.4mの素掘りで、のちに幅約6mにせばめてシガラミによる護岸を行なっている」と説明されている<sup>117</sup>。報文には堀河の遺構断面図が掲載されているが、そこでは当初の堀河の幅は10.52mと表示されている。この規模は30大尺(復原値10.66m)とみなすことができると考える。つまり、当初30大尺で設造されたものを、後のある時期に6m、20小尺幅に改修したと考えるのである。

### C 京条坊の地割 小結その1

以上、平城京内における大路、小路の設定のあり方を検討してきたのであるが、いくつかの点で注目すべき状況がみとめられる。まず、道路規模の設定原理について考えてみよう。ほとんどの例では、側溝心間距離を計測の基準として検討し、側溝幅あるいは路面幅の設定寸法を復原しえたのはごく限られる。そうではあるが、特に宮周辺の二条大路や西一坊大路、あるいはまた側溝心間 200 大尺で設定されたとみられる朱雀大路の地割方式からは、側溝心を一つの定点として割り付けを行なったと考えることができる。もちろん路面幅や側溝幅も一定の完数値で設計されたではあろうが、平城京の条坊地割は、先に藤原京について想定したような、条坊計画線を基準にしてまず路面幅、側溝幅を設定するという方式とは若干原理を異にしたものであったといえよう。この側溝心を基点にする地割方式は、後に言及するように平安京の条坊道路を設定する際にも踏襲されている。

次に指摘しておきたいのは、朱雀大路、二条大路、西一坊大路、西三坊大路等の設定の基準尺が平城宮造営当初の宮城内諸区画や大垣の地割、それに藤原宮・京全般にみとめられた令大尺であったと判断されることである。なかでも朱雀大路や二条大路では、250 大尺、200 大尺、150 大尺というきわめて整った完数値が用いられたと推定され、藤原京条坊にはみられなかった大規模さを示している。しかし、その一方、西一坊大路の側溝心間規模 70 大尺は藤原京朱雀大路のそれに一致し、西三坊大路 60 大尺が藤原京宮城南大路である六条大路の側溝心間の幅員と同じであるのは、平城京が藤原京の条坊地割を基本的には踏襲しながらも、規模を拡大化した状況の一端を反映したものとみることができる。

小路については、合せて 14 地点での調査例がある。そのうち、4 地点が側溝心間 20 大尺、5 地点が 20 小尺で、残りの 5 地点のうち 2 地点が 15 大尺、15 小尺が 1 地点、その他の規模 2 地点であった。このように最も広い例 8.3m から狭い 4.2m に至るまで様々な規模の小路があったことが知られる。この中で側溝心間距離が 8.3m の場合（右京一条二坊坊間小路）と 4.2m の場合（左京五条二坊間小路）については、少なくとも側溝心間の設定寸法を完数尺で解釈することができない。路面幅員についても、とりわけ左京五条二坊坊間小路では、遺構の遺存状況が不良であるため、測りがたいが、右京一条二坊坊間小路の場合は、路面幅がほぼ 7.10m（20 大尺）であることは興味深い。このことは、平城京条坊道路のうち、小路の設定方式には、側溝心間距離を優先させるという原則の他に、あるいは前述の藤原京での方式が部分的に採用されていたことを示すものかもしれない。しかし、何分にも資料に乏しく、今後の調査研究の進展にまたなければならぬ<sup>118</sup>。

さて、小路の側溝心間距離の規模を示す寸尺の中で最も数多いのが 20 尺という数値で、9 例ある。しかも、同じ数値で、大尺と小尺の両者が併存している事実に注目したい（15 尺のも

のも確実なのは、1例ずつにすぎないが、大・小尺の例がともにみとめられる)。すでに述べたように、大尺は大宝令に度地尺として使用すべく規定された尺度であった。換言するならば、土地を測量するための基準尺であったのであり、平城京造営当初にあっては、条坊設定の度地尺として大尺が用いられたことは、法制史的にみればむしろ当然であったと考えられる。また、20大尺という設定寸法は藤原京内小路と一致し、この点は藤原京条坊道路のあり方をそのまま踏襲したものとみられる。そうした中において、京造営事業の根幹ともいふべき条坊地割の一部に小尺による設定が行なわれている事実はどのように評価されるべきなのであろうか。

『続日本紀』の和銅6年2月壬子(19日)条に「始メテ度量調庸義倉等ノ類五条ノ事ヲ制ス、語ハ別格ニ具ナリ」という記事があり、度量衡改制のあったことが示されている。この「別格」については、令集解田令田長条に「其地ヲ度スルニ六尺を以テ歩ト為ヨ」という和銅6年2月19日付の格が引用されており、これが別格の一部であることが知られる。この格は大宝雑令に規定された「度地以五尺為歩」の改変であり、従前は1歩=5大尺とされていたものを、1歩の実長は変えることなく、6小尺とするように定めたもので、度地尺としてのみ使用が継続されてきた大尺(高麗尺)の使用停止と小尺(唐大尺・和銅大尺)の全面的採用とを意味するものと理解される。さらに、『続日本紀』の和銅6年4月戊申(16日)条には「新格並ニ權衡度量ヲ天下ノ諸国ニ頒チ下ス」とあるので、この時点をもって度量衡の新制が実質的に運用されることになったと考えられる。つまり、度地すなわち土地測量の基準尺には、従前と異なり、令小尺を使用しなければならなくなったのである。

以上のことから推論すると、側溝心心間20小尺の幅員をもつ小路の設定は、早くとも和銅6年(713)2月19日を遡り得ず、おそらくは和銅6年4月16日以降のことであったと考えられる。また同時に、大尺を基準尺として地割された宮城内諸区画、大垣あるいは朱雀大路、二条大路をはじめとする諸大路、小路等の設定は和銅6年2月19日ないし同年4月16日以前に行なわれたものであると判断することができる。岩本次郎の研究によれば、造平城京司の官人の官途の分析などから、平城京の造営は「和銅5年の後半期に入り、外京をも含めて完了をみた<sup>119</sup>と考えられる」とされている。しかし、造営基準尺、特に度地尺のあり方から判断すると、京造営の一部が和銅6年2月あるいは4月以降にも依然として継続されていた<sup>120</sup>と考えることができるのである。

#### D 京条坊の地割 小結その2

平城京の条坊地割および平城宮の区画地割が、基本的には、大宝雑令に規定された度地尺である大尺を基準尺として設計されたものであることは、以上の記述で明らかになった

ことと思う。従って、条坊地割の基準となった条坊計画方眼が1800小尺を単位とするというような従来の表現は適切でなく、1500大尺を単位としたものと理解すべきであろう。さらに、条坊地割を検討したところ、小路には側溝心間距離が大尺で20尺のものと小尺で20尺のものとの二者がみとめられ、これは和銅6年2月19日の度量衡制度改定に伴う現象とみられることから、京条坊の造営事業がその時点以降にも継続していたのではないかと考えた。

このように、地割に使用された基準尺のあり方についての検討を通じて、京造営の根幹ともいべき条坊設定の一側面に新たな知見を加えることができたのであるが、ここで尺度制の改定に関連する二つの問題について述べておかなければならない。

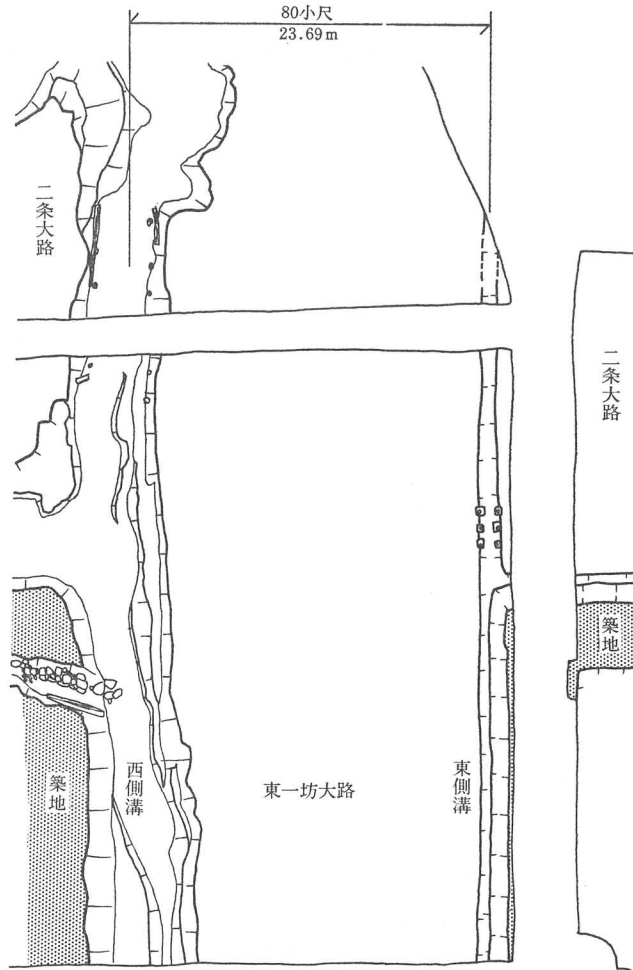
その第一点は、先に大路に関する項で検討を保留しておいた東一坊大路と二条条間大路の設定のあり方についてである。ただし、この両者についての発掘調査はすでに行なわれているものの、その報告は簡略になされただけで、しかも遺構が複雑な様相をみせているので、十分な分析を行なうことが現在の筆者にとっては困難であることをまず断わっておかなければならない。

第二点として考えてみたいのは、正倉院文書等に基いて考証されている、平城京条坊の1坪が40丈(400小尺)四方の地積をもつとする見解についてである。これは関野貞や喜田貞吉による研究以来通説化しているもので、平城京条坊地割が小尺を基準尺として行なわれたとみる強固な根拠ともみなされているのであるが、地割の基準尺が令大尺であったことが明らかにされようとしている今、根本的に再検討する必要があると考える。

**東一坊大路について** 東一坊大路の道路遺構は、宮東南角に近い、二条大路との交差点の南(平城宮第32次調査)<sup>121</sup>と宮の東院張出部東南角に南面して開く宮城門の南(第39次調査)<sup>122</sup>との2カ所で確認されている。第32次調査では、大路東・西側溝と路面相当部分が検出されている(第45図)。西側溝は二条大路との交差点を横切って南流する。これと二条大路の南・北側溝との合流点付近では、流水のために溝岸が著しく侵蝕されているので本来の溝幅は確定しがたく、遺構検出面では、5~6mから10m近くにおよんでいる。しかし、交差点の中央でこの側溝には橋が架せられており、その橋脚の位置から溝心を想定することができる。一方東側溝は幅が1m前後と西側溝に比べ著しく狭い。交差点の南では、後に改修されて、二条大路を横切らず、L字形に東折して二条大路南側溝に連なるが、造営当初の東側溝は、西側溝同様、二条大路を貫流しており、交差点内の南寄りの位置に小規模な橋を架している。西側溝の西辺には、左京三条一坊十六坪の東を画する築地が、東側溝の東辺には、左京三条二坊一坪の西を画する築地の基壇痕跡が検出されている。

さて、東一坊大路の東・西側溝心間距離をそれぞれに設置されている橋脚の心の位置

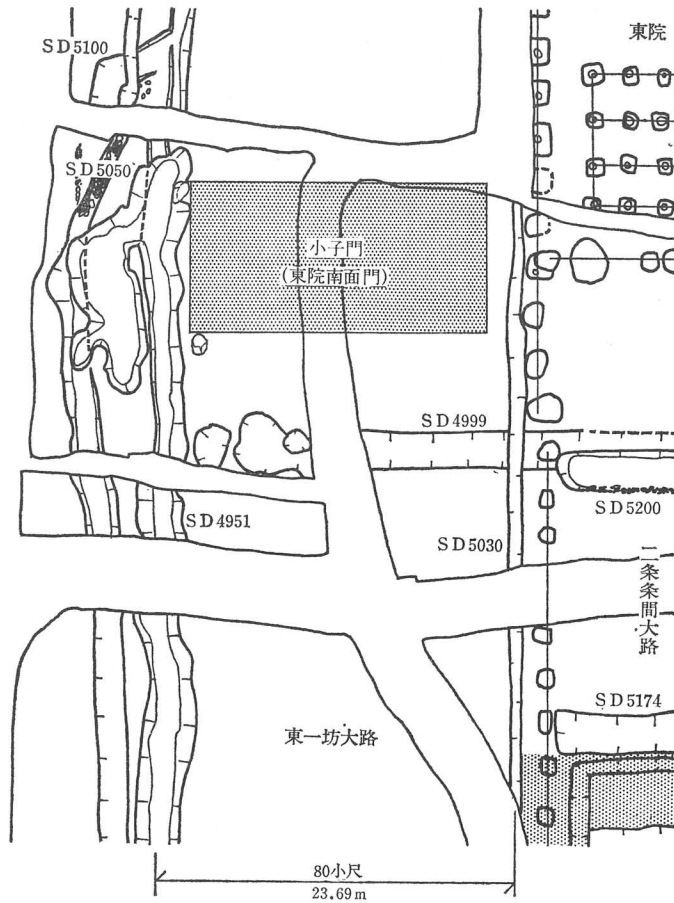




第45図 東一坊大路遺構図 (第32次調査区 1:500)

を溝心として計測すると、ほぼ23.7mとなる。これは正しく80小尺 ( $0.2961\text{m} \times 80 = 23.69\text{m}$ ) である。築地心間距離は、調査の所見では110 (小) 尺とされている。しかし、大路東辺築地跡の大部分は現在の水田畦畔下であり、西辺築地も検出された基壇痕跡の東西縁辺の出入りが激しいことから、築地心間が110小尺 (復原値32.57m) であったとは確定しがたく、あるいは90大尺 (復原値31.98m) とみることも可能である。

第39次調査区で検出された東一坊大路は、前述の南面する宮城門<sup>123</sup> (小子門) によって遮られ、二条条間大路とL字形に接続している。大路西側溝の想定位置には、SD4951、SD5050、SD5100 の3条の南北溝が検出されており、このうちSD5050とSD5100は造営当初の西側溝SD4951の水流を西側に迂回させるために作られた溝で、はじめSD5100が作られ、さらにのちにその西側のSD5050に改修されたと説明されている。この数次に及ぶ



第46図 東一坊大路遺構図 (第39次調査区 1:500)

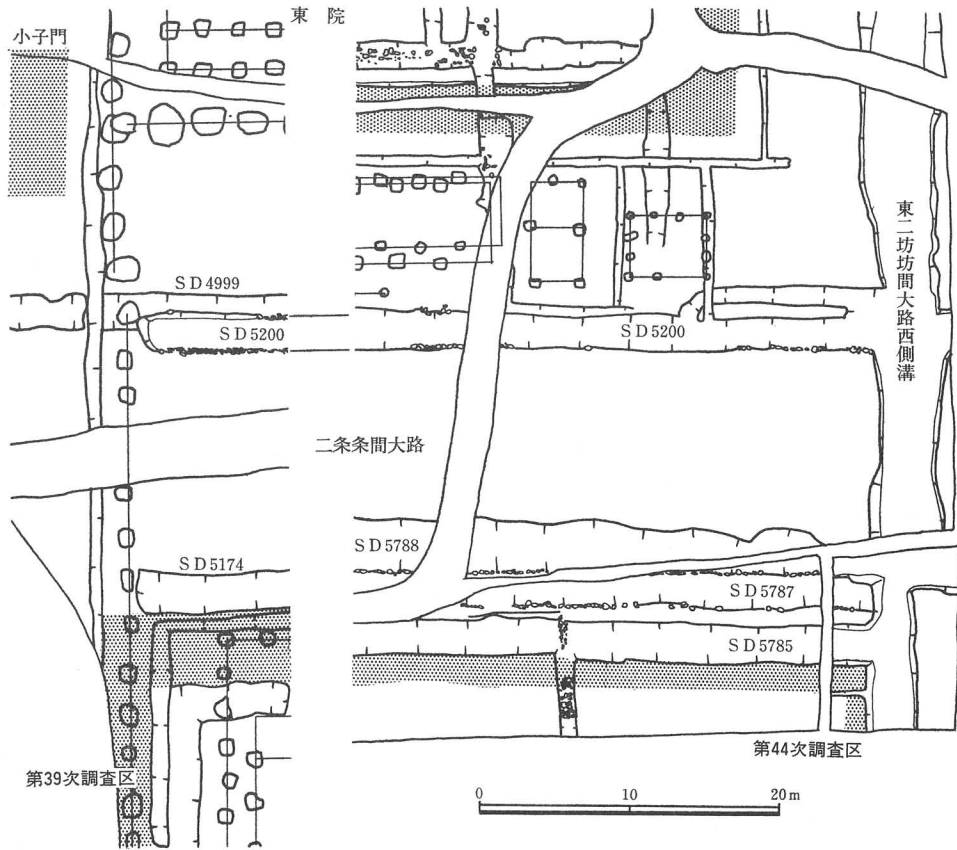
西側溝の作り替えは宮城門(小子門)の造営に関連するもので、SD4951が直流していた時期には門は存在しておらず、門の建造に際して門基壇の西側に水流を迂回させたと理解されている(第46図)。

この調査地点での大路東側溝には、造営当初の西側溝 SD4951 心の東約23.7mに溝心をもつ幅1m前後の南北溝 SD5030 が考えられる。西側溝 SD4951 と東側溝 SD5030 との併存関係については、正報告が未発表であるため詳にしないが、この両側溝は先にみた二条大路との交差点付近での東・西側溝の状況と共通しており、その延長上にあるとみられる。従って、東側溝 SD5030 が西側溝 SD4951 と共に大路の両側溝として機能していた時期があったと想定することは可能であろう。そうすれば、西側溝 SD4951 および SD5100の埋土から出土した、<sup>124</sup>年紀の記された木簡の分析を通じて明らかにされた門の造営時期である神亀年間(724~728)以前の東一坊大路の幅員は、側溝心間80小尺であったと判断してよいことになる。

この調査区付近では、西側溝の西約12mの位置で宮東面築地大垣の基壇の一部が検出されており（平城宮第29次調査）、東側溝の東辺には、左京二条二坊の西を画する築地の基壇痕跡が検出されている。両築地心心間距離は調査直後の所見では約36mとされているの<sup>125</sup>に対し、前掲『平城宮発掘調査報告VI』での記述には130尺余り（約38.5m—筆者註）とされる<sup>126</sup>など、一定した見解が示されていない。そのため、築地心心間の設定規模についての判断は保留しなければならないが、少なくとも東一坊大路の神亀年間以前における側溝心心間距離が80小尺であったことは、確かな事実として捉えることができよう。そうであれば、先に明らかにしたように、他の京内諸大路が令大尺を以て設定されていたのに対して、東一坊大路の側溝心心間距離は令小尺を基準尺として設定されていることになるが、これは東一坊大路の、少なくとも宮東南角付近における設定が、和銅6年2月19日の度量衡制度改定以降に行なわれたことを示すものと理解される。<sup>127</sup>

**二条条間大路について** 二条条間大路に関する発掘調査は平城宮東院張出部南辺の2ヶ所で行なわれているが、東一坊大路より以上に不明な点が多い。調査地の一つは前述の東院南面宮城門（小子門）前において東一坊大路とL字形に接続する地点（平城書第39次調査<sup>128</sup>）で、他の一ヶ所はそこから約200m東に離れた東院張出部東端付近（平城宮第44次調査<sup>129</sup>）である（第47図）。大路の側溝とみなしうる東西溝が、第39次調査区では北側溝想定位置に2条（SD4999、SD5200）、南側溝想定位置に1条（SD5714）、第44次調査区では北側溝想定位置に1条（SD5200）、南側溝想定位置に3条（SD5785、SD5787、SD5788）それぞれ検出されている。先に簡略に紹介したように、『平城宮発掘調査報告VI』では北側溝 SD4999 と南側溝 SD5785 が京造営当初の二条条間大路側溝であり、側溝心心間距離は80（小）尺と推定できると述べている。<sup>130</sup>

しかし、この2つの側溝は、報文にも言うように、同一の調査区内で対応する位置において確認されたものではない。つまり、北側溝 SD4999 は第44次調査区にはなく、南側溝 SD5785 は第39次調査区に存在しない。さらに、概略報告で示されている両調査区で共に北側溝とされる東西溝 SD5200 が一連の溝で同じ位置条件にあるとすると、SD5200 を基準にして計測される北側溝 SD4999 と南側溝 SD5785 の心心間距離は22.0m程であり、80小尺とみるには余りに狭く、そればかりか、南側溝 SD5785 は第39次調査区で大路南辺で検出されている築地の位置に相当することになる。こうしたことから、二条大路の幅員が東院南辺においては側溝心心間80（小）尺であったとする見解は、はなはだ疑わしいと判断せざるを得ない。その他にも、第44次調査区で検出された南側溝のうち最北に位置する SD5788 も第39次調査区にないなど、不可解な点が若干残されており、また第39次調査区での大路北側すなわち東院南辺の状況は複雑な様相を呈し、宮城門（小子門）の東



第47図 二条条間大路遺構図 (1:500)

に取り付くべき宮の大垣あるいは門の正面近くの大路路面上に検出されている南北塀などの性格および存続時期については、その詳細を知ることができない。従って、平城宮東院に南接するこの位置での二条条間大路の設定のあり方についての解明は全て今後の課題として残さざるを得ないが、東一坊大路と同様、奈良時代を通じて側溝の幾度かの作り替えが行なわれるなど、平城宮東院をめぐるがゆえの変転を辿った状況の一端を窺い知ることができる。<sup>131</sup>

「一坪40丈四方」の再検討 次に、1坪の規模が40丈(400小尺)四方であるとする従来の通説について考えてみたい。平安京条坊街区の単位である1坪の築垣心間距離が40丈であることは、延喜左京職式京程に明記されているが、関野貞はつとに平城京条坊における1坪も一辺が40丈の大きさであることを論証している。<sup>132</sup> 爾来その見解は京条坊復原の絶対的と言うに近い前提条件とされ、同時に条坊設定が令小尺で行なわれたとみる重要な根拠とみなされている。そこでまずそのことを証するとされる史料を掲げておこう。

史料1 「東西市庄解」(薬師院文書)<sup>133</sup>

東西市庄解 申勘定庄地事

自堀河東向行長六丈北面

自南面東向行長七丈

堀河広二丈

自堀河西向行長卅二丈北面

自南面西向行長卅一丈

自堀河西方直卅貫

東方直廿貫

天平勝宝八歳正月十二日

呉原伊美吉飯成

大石能歌阿古麻呂

布勢君足人

伊部造子水通

史料2 「東大寺家地相換券文」(東南院文書五ノ三)<sup>134</sup>

相換地記

地貳町佰貳拾捌步熟地七段  
常荒地一町三段百廿八步

右、造東大寺地、在山城国相楽郡蟹幡郷

家地壹町貳段佰貳拾肆步 五文草葺屋壹間

右、從三位紀朝臣勝長家、在平城左京二条五坊七町

以前地家、各有便宜、仍相換如件、

延曆廿三年六月廿日 都維那位位僧「伍淨」(以下略)

史料3 「諸国諸庄田地 長徳四年注文定」(東大寺要録卷第六)<sup>135</sup>

(前 略)

平城田村地二町四段二百卅八步

四条二坊十二坪一町二段百廿四步

五条二坊九坪一町二段百廿四步

同京四条五坊填穴田一町二段百廿四步

同京八条市庄田一町二段百廿四步(以下略)

なお、史料3に関しては『平安遺文』に収められた延喜2年12月28日付の太政官符案  
(猪熊信男氏所蔵文書)<sup>136</sup>に

大政官符 大和国司

応令東大寺領掌園地事 在添上郡

一平城左京五条陸坊 葛木寺以東

地肆坊 坊別一町二段百廿四歩

四至東限道 西限小道葛木寺 南限大道  
北限小道并大安寺園

一同京田村所

地貳坊

一坊左京四条二坊地一町二段百廿四歩

四至東限小道 南限大道并同寺園  
西限小道 北限小道并田村宮

一坊左京五条二坊地一町二段百廿四歩

四至東限小道 北限大道并同寺宮宅

とあり、『東大寺要録』にみえる「田村地二町」が平城京の左京にあったことが、岸俊男の「藤原仲麻呂の田村第」に関する研究において明らかにされている。<sup>137</sup>

以上三つの史料のうち、2と3では所在地が明記されたうえで、1坪（あるいは1町）が1町2段124歩の地積を有する旨が記されている。1町2段124歩は4444歩（1町=10段、1段=360歩）であり、正方形とすれば、一辺長は66.663歩となる。1歩は6小尺であるので一辺399.98小尺になり、ここから1坪40丈（400小尺）四方という復原がなされたわけである。さらに、史料1は左京八条三坊にあった相模国調邸の売却に関する一連の文書の中の一通であることが福山敏男により指摘されているが、この史料によると、「調邸一町」の東西長は40丈（北辺長：32丈+2丈+6丈=40丈、南辺長：31丈+2丈+7丈=40丈）となり、先の40丈四方という寸法を再確認しうる例証とみなされている。<sup>138</sup>

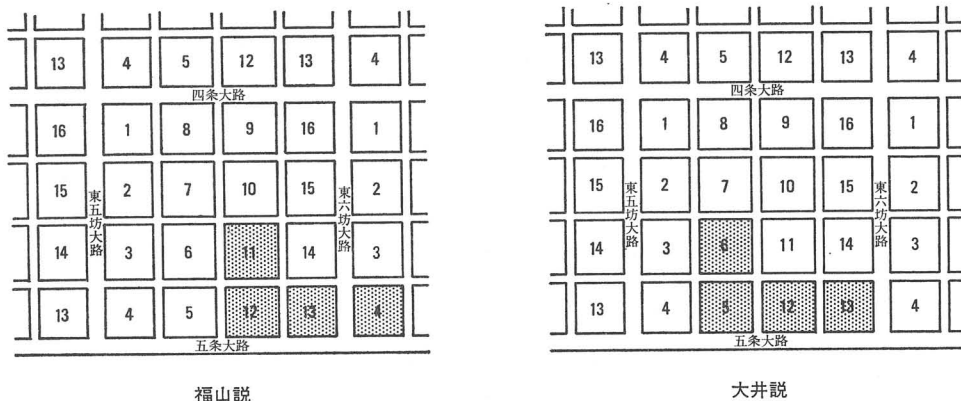
こうしたいくつかの史料は、1坪が400小尺四方であったことを明らかに示しており、平城京条坊造営の基準尺が令小尺であったことの絶対の根拠とされ、たとえば関野貞をして「京城経始の際には量地尺は大尺即所謂高麗尺なりしに拘らず条坊の区画に向いては後に論すべきがごとく小尺即唐尺（常用尺）を用ゐたりしなり。和銅6年京城の経営略成りしとき尺度の改定あり従来の高麗尺を廃し土地を量るにも亦唐尺を用ゐしめ」たのであると言わしめ、また、喜田貞吉をしては、平城京の条坊の単位は大尺の150丈四方と定めながら、藤原京に大路であった道路の一部が小路に改まった結果として、「大尺を以てしては到底都合よき割出しの完数を得ることが困難となり、為にこの場合特に令の小尺を応用して、大尺150丈なる1里を小尺180丈と換算し、以て大路8丈、小路4丈、町の方40丈という都合よき数字を得たのであったに相違なく、和銅6年の尺度の改制は畢竟この経験に基くものであった、と述べさせているのである。<sup>140</sup>

この両先学により示された和銅6年の度量衡改制についての解釈は、平城京の造営当初の度地尺としての基準尺が令大尺であったことが明らかになった今となつては、やや付合の感なきにしもあらずと思われ、さらに、1坪40丈四方とする文献史料の記述が実態を正しく反映したものではなかったのではないかという疑問が生じてくることにもなる。

既述のように、平城京の条坊は1500大尺を1条1坊の計画寸法として定め、条坊道路は等間隔の方眼として表わされる条坊計画線上に設定されたものであるから、大路に面する坪と小路だけに囲まれる坪とでは当然坪の事実上の面積が異なることになる。また、一辺だけが大路に面する坪では東西の辺長と南北の辺長は異なっていたはずである。

そこで史料に現われた1町2段124歩の地積をもつとされる坪の位置をみてみよう。史料2の紀勝長の宅地は左京二条五坊七町(坪)であり、その南辺は二条の中央を東西に通じていたと推定される二条条間大路に面し、西・北・東辺は小路により限られる位置にある。また、史料3にみる田村所あるいは田村地に関わる二つの坪は、左京四条二坊十二坪と左京五条二坊九坪であり、五条大路をはさんで対峙する地所であることが知られ、両坪とも他の三辺は小路に限られる位置にある。史料1の相模国調邸は左京八条三坊にあり、東市の西辺に位置していたと記録されている<sup>141</sup>。東市は左京八条三坊の五・六・十一・十二の4坪を占めていたとする見解が有力であり<sup>142</sup>、そうとすれば、相模国調邸は左京八条三坊の三坪あるいは四坪を占めていたことになり、この坪の西辺には東二坊大路が通じていたことがわかる。ただし、北辺が小路に限られていたことは明らかであるが、南辺は小路に面していたとも、あるいは八条大路に面していたとも考えられる。以上のことから、史料にその位置が明らかな坪は、一応すべて四辺のうちの一辺だけが大路に面するという共通した条件下にあるといえ、それらが同じ地積で表示されるのもっともだと言えそうではある。しかし、そこで考えておかなければならないのは、たとえそうだとしても、上記三ないし四ヶ所の坪の平面形は正方形ではあり得なかったということである。史料2・3の坪は東・西辺より南・北辺の方が長かったはずであり、史料3の相模国調邸の地所は、西辺に大路が通じているので、一応東西方向の方が南北方向よりも短かかったとみななければならない。とすると、「40丈四方の正方形」という坪の規格を実際に想定することは不可能であると言わざるを得ない。さらに、四辺のうちの一辺だけが大路に面した坪の地積が1町2段124歩であるならば、四周を小路で囲まれた坪はより広がったはずであり、京内の坪を一律に40丈四方として条坊復原を行なうことがおよそ誤った方法であることは自明であろう。

1坪が実際に1町2段124歩の広さであったのであろうかという疑問は、史料3の参考として掲げた太政官符案の前段の記載事項および随心院文書にある天平勝宝八歳六月十二



第48図 「五条六坊園」位置推定図

143  
日の「孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅」における記載内容によりさらに強まる。すなわちそこには「勅書并絵図佐伯院二天平勝宝八年」という表題の下に

勅

奉入東大寺宮宅及田園等

五条六坊園 葛木寺以東

地肆坊 坊別一町二段廿四步

四至 東少道 南大道 西少道并葛木寺  
北少道并大安寺園

倉参宇 (以下略)

とあり、文書と共にこの四つの坪の位置が、天平勝宝九歳正月四日の日付で左京職により作成された「葛木寺東所 地肆坊」と標記された絵図面に表示されている。この地の四坊(坪)の位置については、左京五坊六坊の十一・十二・十三坪と五条七坊の四坪とを指すとする福山敏男の説と、左京五条六坊の五・六・十二・十三坪であるとする大井重二郎の見解とがある(第48図)。これは、四至の表示のうち、「東少道」を延喜2年の太政官符案に記される「東限道」の誤記とし、これを大道すなわち東六坊大路とみて、大井のように考えるか否かということになるが、もとより筆者にはいずれとも断じがたい。しかし、いずれにしても、ここで問題となるのは、4坪のうちの1坪は確かに四至を小路で限られており、他の3坪のうちの少なくとも1坪は2面が大路に面し、その他は1面が大路に面していることが明らかであるという点である。史料には、それらが一様に「坊別1町2段124步」(延喜2年太政官符案による)と記載されており、不可解なことになる。他の史料を閲しても、その位置は明らかではないにせよ、平城京内における1坪は例外なく1町2段124歩であると記されている。こうしたことから、この地積表示は実際の状況をそのまま表しているのではなく、一種の社会通念であったのではないかと考える。



平城京条坊は、和銅初年の造営当初においては、大宝令に規定された大尺で設定されていた。しかし、この大尺は和銅6年2月ないし4月の度量衡改制により使用が停止され、以後度地尺として用いられた明証はみとめられない。文献史料に散見される京内宅地(および田地)の地積が表示された例は、最も古い史料1が天平勝宝八歳(756)であり、和銅6年(713)の時点から40年以上を経過している。また、史料2は延暦23年(804)、史料3は長徳4年(998)および延喜2年(902)であり、さらに歳月を隔てている(ただし、岸俊男によると、史料3は「天平勝宝八年資材帳」に拠ったものとされている<sup>146</sup>)。一方、令集解田令に引く「古記」の注釈をみると、古記の作られた天平10年(738)頃には、すでに和銅6年2月19日付の格「其度、地以六尺為歩」の意味するところについての理解が不充分になっていた状況を窺い知ることができる。

平城京条坊道路のうち大路の幅員規模については、朱雀大路と宮に接して通る二条大路と東・西一坊大路以外では、西三坊大路が知られるだけである。また、小路には20大尺、20小尺をはじめ幾通りかの異った幅員をもつものがあり、大路、小路の一般的な規模を確定することは難しいが、仮に大路については、西三坊大路と同じ側溝心間60大尺、小路は20大尺とし、道路の両辺を画する築地塀あるいは掘立柱塀の位置を、大路の場合は二条大路、西一坊大路、西三坊大路で推定したように、側溝心の外方つまり坪の側10大尺にあり、小路の場合5大尺に設定されていたとすると、築地(あるいは掘立柱)塀心心間規模は大路80大尺、小路30大尺となる。従って、塀心心間距離で表わされる事実上の坪の一辺長は、大路に面する場所では $375 - \left(\frac{80}{2} + \frac{30}{2}\right) = 320$ 、小路に挟まれる部分では $345$ 大尺 $\left[375 - \left(\frac{30}{2} + \frac{30}{2}\right) = 345\right]$ となり、小尺に換算すると、それぞれ384小尺、414小尺となる。1坊16坪の中でこの二通りの辺長は同数存在するが、両者の平均値 $399$ 小尺 $\left[(384 + 414) \div 2 = 399\right]$ が400小尺(40丈)にきわめて近い数値であることは注意される。

こうしたことから、1坪が1町2段124歩であったとする史料の残る8世紀後半には、平城京の1坪の地積を表示するに際して、京条坊設定当初の基準尺である令大尺を使用することはできず、むしろ令大尺という知識自体ほとんど失なわれていたため、坪の一辺長の平均的規模332.5大尺すなわち399小尺を400小尺・40丈とみなし、実際には条坊における坪の占める位置により地積に大小の違いがあるにもかかわらず、一様に1坪40丈四方という通念が、またそこから算出される1町2段124歩という地積が一般通念化したものと想定する。そして、その通念こそが後の平安京条坊設定に際して1坪の規模、築地心心間40丈四方として実体化したのであろう<sup>148</sup>。もっとも、平城京における小路の築地心心間距離は30大尺に限られるものではなく、大路幅員についても西三坊大路の例が一般的な規模であったという確証はない。従って、上述の解釈は一つの臆説にすぎないともいえようが、

しかし、仮にこのように想定しない限り、条坊設定原理と文献史料との齟齬を統一的に説明しえないのではないかと考える。

### 3 平城京の造営基準尺の長さについて

平城京条坊の地割に関する従来の見解の中で看過することのできない誤った通説がもう一点あるので言及しておきたい。それは条坊設定の基準尺の実長が場所により異なるとするもので、沢村仁によると、<sup>149</sup>京の条坊の基本にみとめられている方1800(小)尺方眼が不変であるとする、

- 1 南北方向では、京全体にわたって1尺は0.296mで、いわゆる天平尺に一致する
- 2 しかし、東西方向では、朱雀門心から東一坊大路までは1尺=0.2961mの天平尺であるが、東一坊から東四坊までは1尺=0.2943mとやや短い
- 3 東四坊より東の外京では、1尺=0.29396mといちじるしく短い

と述べられている。このように左京の東西方向の基準尺が南北方向より小さいことの理由として、沢村は2については「岸俊男教授の説のように、藤原京設定にあたり、大和平野の南北主要道である中ツ道と下ツ道を東西京極にあて、さらに平城京設定の際、下ツ道を朱雀大路にとり、藤原京全幅とほぼ同じ幅の左京を設定した。そのため、南北方向および平城宮南辺正面幅の東西一坊までは、東西行にも和銅頃の法定尺を用い残りを分割して方格計画を施行したので東一坊以東の造営基準尺が短くなったのではなからうか」と説明しており、こうした見解は以後にも踏襲されているようである。

左京一坊から四坊までの基準尺長を算出するに際して、沢村は東一坊大路東辺築地中心から東三坊大路東辺築地中心までの東西距離が1059.4mと計測されることから、2坊分の計画寸法3600小尺で除して1尺=0.2943mという数値を求めたとしている。しかし、この算定方法には二つの誤りがある。その一点は、計測の一方の基準とされた東三坊大路の東辺築地についてである。発掘調査で検出された東三坊大路に関する遺構は、<sup>150</sup>報告書によると、路面相当部分と東側溝に限られ、東辺築地は東側溝の東の未調査地に南北にのびる現在の水田畦畔を「築地の痕跡に推定することは可能である」とされるにとどまる。従って遺構としては確認されておらず、その中心位置も確定しえないはずである。

次に、東三坊大路の幅員は、大路西側溝に比定しうる南北溝が2条検出されており、それぞれ東側溝との心間距離は50(小)尺、75(小)尺程度に復原できるが、いずれとも確定しがたいと報告されている。そうとすると、いずれにしても、東一坊大路の側溝心間距離80小尺とは異なった規模であり、築地心間距離もまた当然異っていたと考えられ、条坊計画線から大路東辺築地までの距離が東一坊、東三坊両大路で等しいとする確証はな

い。このように不確定要素が多いにかかわらず、東一坊・東三坊大路東辺築地心心間の計画寸法を3600尺と前提して造営基準尺を算出しようとするのは論理性に欠けていると判断せざるを得ない。

さて、平城京右京の条坊造営尺については、西三坊大路の頃で検討したように、1坊が1500大尺間隔の条坊計画線を基準として設定されており、宮およびその周辺とほぼ一致した実長をもつ造営尺が使用されている。一方、左京域については前掲『平城宮発掘調査報告Ⅱ』<sup>151</sup>でもすでに検討が施されている。それによると、発掘調査で得られた大安寺の中軸線と平城京中軸線との東西距離は5730現尺であり、換算すると、5859(小)尺となる。大安寺の伽藍中軸線は東三坊大路の1町(坪)東の小路心と一致するので、想定地割寸法は1800尺×3(坊)+40尺(大路半)+400尺(町)+20尺(小路半)=5860尺であり、実測値(5859尺)とよく合致すると説明されている。つまり、宮周辺の造営尺と同じ実長の造営尺で設定されたとみることが可能であるとしているのである。しかし、この説明のうち、1町400小尺、大路80小尺、小路40小尺については、一概には採用しがたい数値であり、条坊設定方式に従って、仮に小尺で計画寸法を表わすと、1800小尺×3(坊)+450小尺(1坪の計画寸法)=5850小尺となり、「実測値」5859小尺とはわずかではあるが誤差が生じることになる。

そこで再び大安寺伽藍中軸線と平城宮中軸線との東西距離を検証してみよう。平城宮の中軸線は朱雀門心の位置(第31図)により確定することができ、大安寺伽藍中軸線は発掘調査で明らかにされた中門および南門の位置から知ることができる(国土座標系における大安寺中軸線の位置は中門南側柱列中央をとると、 $X = -148091.5$ ,  $Y = -16846.0$ である)<sup>152</sup>。国土座標系上での両者間の東西距離は1740.31mであるが、造営方位の偏れ  $N0^{\circ}15'20''W$  を採用して換算すると、1731.88mとなる。前述のように、大安寺伽藍中軸線は東三坊大路から東1坪にあるので、地割計画寸法は1500大尺×3(坊)+375大尺(1坪)=4875大尺であり、1大尺=0.35526m(=0.29605m×1.2)の長さが求められる。これは宮域内遺構から算出された1大尺の実長0.35532m(=0.2961m×1.2)とほとんど一致していることが知られる。すなわち、左・右京とも全て同一の造営尺で条坊が設定されたと判断することができるのであり、左京の造営尺が短くなっているというような事実は認めがたいといえよう。

#### 4 外京の条坊地割の検討

次に外京の条坊設定について考えてみたい。先に掲げた京造営基準尺に関する沢村仁の見解の3、つまり左京四坊より東の外京では、1尺=0.29396mと造営尺が著しく短いとする算定の根拠は「東三坊大路東辺築地心から興福寺東辺築地心の距離を、宮の造営方位

と国土座標方位の誤差を修正して求めると、約2093mほどになるので、これを四坊分の方格から大路路幅を減じたものとする<sup>153</sup>と、 $2093\text{m} = 0.29396\text{m} \times (1800 \times 4 - 80)$ となるというものであった。これにも先に指摘したと同様の方法の誤まりがみとめられる。すなわち、一つには、遺構として確認されていない東三坊大路東辺築地を距離測定の一方向の基準としており、また、東三坊大路および（興福寺東辺築地を大路西辺築地とする）東京極（東七坊）大路が築地心間80小尺である確証は現在のところ得られてはおらず、上記のような数式は成立しえないのである。なお、外京の造営尺が短い理由について、沢村は「方格の大きさが1800尺より小さく、大路・小路の幅が狭いのか、あるいは左京におけると同様、全幅に京以前の地割が影響して造営尺を短かくとったのか、にわかに定めがたい」と述懐している。

外京の東西地割寸法が短いとする見解は、これより先『平城宮発掘調査報告Ⅱ』においても提示されている。報文によると「興福寺伽藍中軸線と大安寺中軸線との距離は5410尺で、換算すると5532尺となる。興福寺中軸線は七坊五～八坪の中心にあるとすると、この中で外京のみの寸法は $5532 - [1800 - (40 + 400 + 20)] = 4192$ 尺となる。これを1800尺の地割で2坊1坪半として計算した結果、 $1800(\text{坊}) \times 2 + 40(\text{大路半}) + 400 \times 1.5(\text{町}) + 40(\text{小路}) = 4280(\text{尺})$ と比べると、全く合わない。これは外京の東西方向の計画寸法が1800尺より小さかったことを示すもので、興福寺周辺の条坊痕跡によっても同様の結果が得られる<sup>154</sup>」と説明されており、その原因は使用尺度の相違か、または大路、小路の幅員が狭かったものと想定され、「いずれにせよ外京設定の時期が遅れることも示すと考えられる」とされている。ここに示された数式にみられる大路80小尺、小路40小尺あるいは1町400小尺という数値は、再三述べたように、必ずしも妥当なものとは言いがたいが、外京城の条坊設定方式が左京四坊以西とは異っていたことは事実として認められる。

しかしながら、その要因を上記のような想定に求めることに対しては疑問があり<sup>155</sup>、すでに大岡実は、興福寺の寺地の設定状況の分析を通じて、次のような反論を呈している。やや長文にわたるが、その全文を紹介しておきたい<sup>156</sup>。

「(前略) なお近年奈良国立文化財研究所の調査によって、外京の条坊の計画尺度が平城本京と異っていることから、外京の造営、従って興福寺の造営が和銅三年より遅れたとする説が一部にある。しかしこの説には一考を要する問題がある。それは興福寺の寺地決定に対する実際の状況を考慮するとき、単に条坊の計画尺度の相違を以て直ちにその前後関係を決めることは実情を無視した議論と思われるからである。興福寺の寺地が平城京内の絶好の勝地を選んで決められたことは既に述べたが、その造成に当っては、その眺望性を確保するために非常な苦心を払っていることが認められる。東側春日野に

通じる部分は高低差はないが、西及北は傾面を切りとって六坊大路と二条大路を通して  
いる。特に西側では、斜面を大きく切り落して高い崖を造って六坊大路を通し、西南の  
角においては、南面の三条通りを、かなり急な傾斜で下げて、六坊大路の道路面に一致  
させている。(ただし、この西南隅に近い部分で三条通り北面の線を条坊の規格によって通すた  
めには、斜面を切り落して崖にしなければならないが、この部分は猿沢の池を入れた「花園」に面  
する部分で、崖としたのでは甚だしく景観を害するので、斜面を残して、築地は斜面の中腹に造  
り、条坊の規格を守ると同時に景観の美を保つべく配慮している。)これは西及南の眺望のため  
であることは明らかであって、興福寺の寺地造成は眺望景観を最優先に考えていること  
がうかがわれる。このような敷地造成にあたって、盛土することは考えられず、自然の  
地形を切り落して造成する以外にないから以上のように眺望景観を最優先に考えて造成  
したとすると、当然或程度その位置は制約されてくる。ところが平城の本京は「下つ  
道」を朱雀大路にするという方針が確立しているので、本京の東京極路の四坊大路は自  
動的に定ってくる。

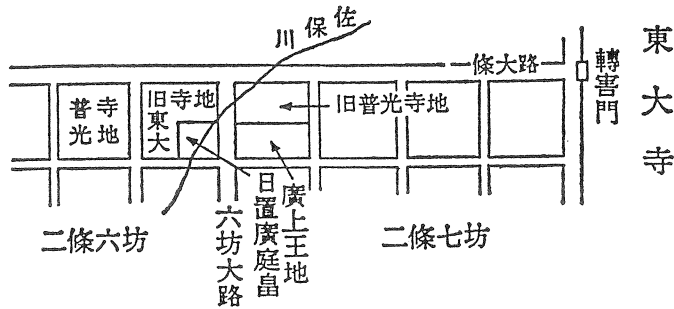
四坊大路が定まり、興福寺の寺地の大体が先に定められたとすると、四坊大路と六坊  
大路の間の中が制約されてくる。この場合本京の計画尺度で割付けたのでは割付難くな  
ったことが考えられ、本京の東京極路の四坊大路と興福寺の西界六坊大路との間を計画  
尺度を加減して割付けた可能性が考えられる。

要するに単に条坊の計画尺度が異なるの故をもって外京従って興福寺の建設計画が遅れ  
たとする単純な議論には賛意を表しかねるのであって、同時計画の可能性は十分存在す  
ると考えるのである。(以下略)

平城京遷都に際して興福寺および興福寺を氏寺とした藤原氏の果たした役割の評価につい  
ては本稿の埒外にあるが、「興福寺の寺地の大体が(外京城条坊設定に優先して一筆者註)先  
に定められた」とする大岡の推論は興味深く、さらに補足するならば、単に「眺望景観を  
最優先に考えて造成した」ととどまらず、その寺地は京東域の春日山山麓に舌状に張り出  
した幾つかの丘陵のうち平城宮に最も近い最北に位置し、逆に平城宮からの眺望も、御蓋  
山を背景とした第一級の占地条件であったことが知られる。

大岡の想定によると、東四坊大路と東六坊大路の間の幅が制約されることになるが、そ  
の実状はどのようなものであったのだろうか。現時点では、外京城における条坊関連遺構  
の確認例はきわめて少なく、条坊の復原検討にとっては大きな制約がある。そのことを承  
知のうえで、あえて次のような試論を述べておくことにする。

興福寺伽藍中軸線の位置は、中金堂基壇上に遺存する礎石の位置から確定することがで  
<sup>157</sup>き、平城宮中軸線(朱雀門心)との東西距離は、造営方位の偏れを  $N0^{\circ}15'20''W$  として算



第49図 福山論文の普光寺位置図

出すると、3375.87mとなる。これを条坊造営尺1大尺=0.35532m(=0.2961m×1.2)で除すると、9500.9大尺となり、一応9500大尺とみることができる。仮に興福寺を含めた外京の条坊が1500大尺方眼の基本計画に従って設定されたものとする、興福寺の伽藍中軸線は、先述のように東六坊大路の東1.5坪にあると想定されるので、宮中軸線からの東西方向の計画寸法は、1500大尺×6(坊)+375大尺×1.5(坊)=9562.5大尺となり、実際の距離9500大尺より62.5大尺(=75小尺)だけ長いことになる。これは東四坊大路から東六坊大路までの距離が、本来よりもおよそ62.5大尺(約22.2m)狭く設定されたことを意味していると考えることができる。

では、その約22.2mほどの部分で狭められたものであろうか。ここに興味深い古文書がある。『大日本古文書』に収められている薬師院文書のうちの「普光寺牒」<sup>158</sup>一通がそれである。

普光寺牒 東大寺三綱務所

相換地壹区二分之一 東小道 南広上王地  
西大道 北大道

松皮葺東屋壹宇 五間 在戸三具

右在左京二条三坊

換得彼寺地叁区四分之三 東北大道 東南日置廣庭畠  
南小道 西此寺地 北大道

右在同条六坊

以前、於彼此寺、件地尤便、無有損害、永換如件、仍具事状、以牒

神護景雲四年五月八日都維那僧守□ (以下略)

この文書に関しては、普光寺の位置についての考察とともに福山敏男の研究がある<sup>159</sup>。福山によると、左京二条六坊十六坪にあった東大寺領である4分の3坪の地と左京二条七坊一坪にあった普光寺領の北2分の1坪とを相互の便宜のために交換したことを記した文書であると説明されている。この2ヶ所の地所は、第49図に示されるように、東六坊大路を挟んで相対する位置にあり、旧普光寺領は東六坊大路に東接する点において興福寺地と同

じ条件下にある。ここで注意されるのは、土地の交換にあたり、1坪の2分の1の土地と4分の3との、本来ならば広さの異なるはずの土地を「相換」していることである。旧普光寺領には、桧皮葺の建物が1棟あり、その付加価値については詳かにしえないが、あるいは、東大寺領であった二条六坊東北角の坪の東西幅が普光寺領であった二条七坊の西北角の坪よりもかなり狭かったことを示唆しているのではないかと考えるのである。つまり、東六坊大路を挟んで興福寺地に隣接する左京六坊の西辺の坪に限って東西幅を狭く設定することにより、興福寺の寺地の占地を優先させた結果として生じた造営計画長の誤差を解決したのではないかと臆測するのである。

このことを傍証する資料としてもう一つ、先にも紹介した平城京保存調査会の行った遺存地割による京条坊復原調査のうち、「<sup>160</sup>三条大路上における坊間距離の概測値」を掲げておきたい。それによると、1坊の東西幅の平均距離は、右京の4坊では539.2m、左京の4坊では532.0mとなるが、左京外京域では東四坊大路～東五坊大路間が537.0m、東六坊大路～東七坊（東京極）大路間が523.0mであるのに対し、件の坪の位置を含む東五坊大路～東六坊大路の間隔が516.0mと著しく狭いことが知られる（1坊の計画寸法1500大尺の復原値は532.0mである）。遺存地割は必ずしも直線状にみとめられるものではなく、計測地点によって測定値にはかなりの変動があるものと予測されるものの、この調査成果も先の想定を裏付ける一証左とみなすことができるかもしれない。

以上、外京域の設定についての推論を試みたのであるが、従来通説のように基準尺の実長が短かったとする積極的な状況はみとめられなかった。また、大路、小路の幅員が狭かったのではないかと想定も全く想像の域を出ない。むしろ、大岡実の論ずるように、興福寺の占地に起因する条坊計画寸法の短縮という事態を示唆する傍証がいくつかみとめられた。この場合の造営基準尺が大尺であったか小尺であったのかについては現状ではにわかには断定しがたく、この点をも含めて外京域の条坊地割に関してはまだ不分明な点が多く残されている。今後の調査研究の進展に俟ちたいと思う。